

行政常任委員会会議録
[平成20年第1回定例夕張市議会付託]
平成20年3月24日(月曜日)
午前10時30分開会

◎付託案件

- (1) 議案第1号 平成20年度夕張市一般会計予算
- (2) 議案第2号 平成20年度夕張市国民健康保険事業会計予算
- (3) 議案第3号 平成20年度夕張市市場事業会計予算
- (4) 議案第4号 平成20年度夕張市老人保健医療事業会計予算
- (5) 議案第5号 平成20年度夕張市公共下水道事業会計予算
- (6) 議案第6号 平成20年度夕張市介護保険事業会計予算
- (7) 議案第7号 平成20年度夕張市診療所事業会計予算
- (8) 議案第8号 平成20年度夕張市後期高齢者医療事業会計予算
- (9) 議案第9号 平成20年度夕張市水道事業会計予算
- (10) 議案第18号 夕張市特別会計条例の一部改正について
- (11) 議案第19号 夕張市医療費給付に関する条例の一部改正について
- (12) 議案第20号 夕張市後期高齢者医療に関する条例の制定について
- (13) 議案第21号 夕張市国民健康保険条例の一部改正について
- (14) 議案第22号 夕張市介護保険条例の一部改正について
- (15) 議案第23号 夕張市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- (16) 議案第24号 夕張市賃貸住宅条例の全部改

正について

(17) 議案第26号 指定管理者の指定について

◎出席委員(8名)

高 間 澄 子 君
伝 里 雅 之 君
島 田 達 彦 君
角 田 浩 晃 君
加 藤 喜 和 君
正 木 邦 明 君
高 橋 一 太 君
新 山 純 一 君
山 本 勝 昭 君

◎欠席委員(なし)

◎出席参与

市長、副市長、藤原監査委員、教育委員長、教育長、理事のほか関係の課長等

午前10時30分 开会

●山本委員長 ただいまから行政常任委員会を開催いたします。

●山本委員長 本日の出席委員は8名、全員であります。

ほかに議長が出席されております。

次に、参与の出席であります。市長、副市長、藤原監査委員、教育委員長、教育長、理事のほか関係の課長等であります。

●山本委員長 次に、審査の進め方についてありますが、本常任委員会に付託されました案件は、本会議において理事者から提案説明がなされておりますので、直ちに大綱的な質疑を行い、次に一般会計は歳出より款ごとに、他の会計は会計ごとに一括して順次審査を行い、最後に審査結果の取りまとめと採決を行いたいと考えておりますが、そのように取り進めてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がないようでありますから、そのように取り進めてまいります。

なお、本常任委員会は本日とあすの2日間開催することにいたしておりますが、議事の進行につきましては、特段のご協力をお願いいたします。

また、事前に副市長から提案理由の説明は受けておりますが、担当課より補足説明があれば受けてまいります。

●山本委員長　それでは、ないようでございますからさっそく大綱的な質疑を受けてまいりたいと思います。

高橋委員。

●高橋委員　先般の大綱的な質疑の関係ですね、大綱的な質疑の少しほりさげて検証していくというような観点でちょっとご質問させていただきたいと思います。

一つ、こないだの山本委員の医療体制の関係の質問の中で、市長の方で答弁されましたけれども、あの時にもろもろ近隣市町村の病院体制のありかたも含めて、もちろん市内の医療体制のありかたも含めて市長も答弁されていました。その中で、一つ市長がやはり今の医療体制の分についてはお手上げだとそういうような発言をされてたんですけど、このことについてですねちょっとやはりこの予算委員会を通して聞いておかなければいけないなど、やはり一番この従来の部分から含めて市長も一番市民生活を安心・安全の体制で守りあげていくための最重要課題の一つの中でですね、お手上げだとそういうような部分を含めてですねちょっとこの辺の発言の意図にたった経緯を少し詳しくお示しをしていただきたいと思います。

●山本委員長　市長。

●藤倉市長　答弁の中でそういう言葉を使いましたけれども、今の、現状のね、夕張市が置かれている財政再建下の中、それから今の医療体制の中、それから現状に高齢者の皆さんが多い中で、現行のま

まではどうしようもならない。だからこの改革をとにかくしなきゃならないんだという意味を強調して申し上げましたけれども、私はやはり今置かれている夕張市の立場でもう少し医療というものについては、よく現況を分析しながら行政再建下の中でできること、またできないことを明確にしながら、市民の安全・安心を守るために各関係方面と調整もしくは交渉して行かなければならんと、こういう思いを述べた訳でございます。

●山本委員長　高橋委員。

●高橋委員　それは非常にこないだの答弁をとうしてもわかるんですけども、ただやはりこの辺の医療体制の部分、まあ現行のままではやはり状態がかんばしくないというか、このままではいけないという状況の中でそういう発言にもつながったのかもしれないんですが、ただやはりこの医療体制のありかた、救急体制も含めてなんですけども、これ以前からやはり議会の場面でもですね論議をしてきた。そのある一定の中でですね近隣の各病院なり市町村なりあるいはもちろん地域の中でも医師会を含めてそういう体制の中でですね、いろいろ協議をされてきた場面もあるかと思うんです。ただ体制的にはなかなかそれが現状としては体制固めになっていない、そのことがこういう発言にもつながったのかもしれないんですけども、やはり今、新年度体制をむかえる中であってね、こういう部分の発言も含めてなんですけども、別にこの発言に対して足を引っ張るとかそういうことじゃないんです。ただやはり行政トップの市長としてですね、こういう部分、ましてやこの医療体制の部分でですねそのような発言をする中で、市民に多くの不安を与えるという要素っていうのはいかなものかという部分があるんでね、その辺やはりもう少しちょっとお示しをしていただき、市長としてそういう意味でないということをきちんとですね明確にしとかなければこの医療体制、今後の部分でもやっぱり語れない部分があると思いますんでね、その辺もいま一度答弁していただければと思います。

●山本委員長 市長。

●藤倉市長 確かにこの問題は今年始まったことじゃなくて、ずっと先がある訳でございますけれども、今この時点で状況がいろいろ変わってきている、たとえば近隣の医療においてももう自分の所で対応が目いっぱいである。それに夕張の支援ということがさらにかぶさってくる。そういうことで近隣もこの問題をなんとかしてもらいたい。また、具体的にはいわゆる経費の面とか費用の面で、夕張からの緊急体制を受け入れることによって、当直医若しくは看護体制、もろもろの勤務状況にも変化がでてくるんで、それに伴う費用って言いますかね、その費用についても夕張市の方から負担できないのかと、もし夕張市ができないのであれば、それを道その他の関係に強く要請してもらいたい。このようないろんな状況が変化してきておりますんで、それについていろいろ対応して行きたい。ですから、最後のまとめとしては、市民の皆様には刻々と状況が変わってくるけれども、私としては今言いました具体的な項目について、市民の皆さんを守る意味で市でできること、道、国と対応すること、これらを精査しながら今後、具体的な活動をして行きます。市民の皆さんに心配を少しでも排除するような積極的な活動を進めてまいりますと、こういうことを申し上げたいと思っております。

●山本委員長 高橋委員。

●高橋委員 わかりました。そのことをじゃ今、市長が言われたとおりの中でですね、新年度体制にいかしていくような形の中で、取り進めて行っていると思います。

次の質問に入らせていただきます。

先般も大綱的なちょっとこれ私の方で質問させてもらった、職員問題の関係の質問なんですけれども、大綱の中で人数の関係、現状においてですねどうなのかということを踏まえてご質問させていただいたと思うんです。それで質問の中では市長会の部分ですとか、要請をするにもですねきちんと市の方針、こういった配置をしていかなければいけないのか、

具体性を市として示していかなければいけないんですか、っていうようなご質問をさせてもらったと思うんですね。その時に答弁はいただきました。それで新年度体制の部分でいきますと、あれですかまずちょっとお聞きしておきたいのは、今の現在のお考えでいきますと、115 名体制の維持ということを尊重していきたいというこの考えがお変わりなのか、その辺をまずお聞きしておきたいと思います。

●山本委員長 市長。

●藤倉市長 じゃあ私が答弁いたします。

一つは議会でもお話ししましたように、今現在、組織をグループ制にしましたので、その成果これをなんとか見たいと思いますけれども、実質的にはグループ制の成果を生かすまに退職される人数の方が多いということですね。それでこのグループ制をなんとかこの成果を出すような努力をしたいというのが一つ、今やっています。それから 115、年末に 115 申しました。去年の 12 月末で市もしくは道の支援を受けながらやっておりましたけれども、115 名でも残業が多くもろもろで回っていかない。それで私は今、具体的には夕張市として何名必要なのか、これを今急がしております。夕張の行政体制で本当に今の仕事の量、もろもろ考えて何名体制が必要なのか。これがでないことには、それぞれの機関と話しをする時に、夕張市としては何名必要なんだと、最低限度の数字を示してもらいたい。ところがなかなか今、作業がはかどっておりません。しかし私はそうするとこれから今、市長が言う 115 名が限度なのか、場合によってはそういうやりかたで 110 名なのか、または 115 が 120 になるのか、非常に今そういうことを調査している最中です。しかし私は夕張市のこの状況からゆって、今の私の黙視する中で 115 名というのは、まったくこれはこれでも足りない、もしくはこれを割りたくない、場合によっては 115 以上になるでしょうきっと、でもこれを割りたくないという私の自分の目で見聞している中で、この 115 は最低限度であるという自己認識をしているところであります。しかし実際どうなのか、これは

専門部門もろもろで、これから精査して出てくる数字じゃないかと思いますが、私は自己・・・としてこれは最小限度だということを黙視しております。

●山本委員長 高橋委員。

●高橋委員 今の現状の人数把握をしたいけどもなかなか今、そういう状況にはなっていない。しかしながらもちろん市長の思いも含めてですね、われわれが見ててもこれ人数については割りたくないといいましょうかですね、当然これ以上人数が少なくなっていっただけですね、本当に行政機構がはたしてどうなのかという部分にもつながりますから、まずイコール市民生活、市民サービスにも直結する部分の可能性もありますんでね、それはあるんですけどもそれでまあこれあの計画の中で最終的に示されているのは、これ 89 名でしたかね、道の職員体制の中でようするにしていきなさいと、これは他市の人口比率のバランスうんぬんを考えたときにこの最低のこの人数体制という部分でいくとやっぱ 89 名体制でやっていきなさいというのがひとつ財政計画の中で計画案の中で示されていることなんですけれども、ただこれやはりもうすでに今もこないだらいいからこの質疑もさせてもらって今も市長も答弁されているとおり、やはり現状じゃこれ以上職員のベースが落ちてしまうともうすでにこの部分についてはやはりなかなかむずかしい状況にあると、当然つまり計画に改善していかなければいけないことに大きくつながると思うんですね。このことをですねある程度この 1 年まあ昨年の大量退職っていうのがひとつの大きな部分はありましたけれども、やはりその後も一定程度職員がやっぱり辞められてしまって、現在に至る訳なんですけども、ただやはりこの部分はですね今後やっぱり大きな行政としての課題であるでしょうし、その分国や道に対してでもですねこのことひとつとったってやっぱり大きな市としての主張をやっぱりしていかなければいけないと思うんですね。やはりもうこれ以上ほんとに減ったらできっこない、それははたしてどうなのかと、仮に言われてもですね、やはりこういうことでこういうふうになってそれ

こそ具体的な部分を示していきながらですね、この再生計画にまあ最終的にかかげられているこの人数ベースの見直しというものは、すこしやっぱ具体的に示していかなければいけないと思うんですね。このこと少し新年度体制にむけてですねやっぱり強化していただきたいと、まあこれひとつ要請にもなるんですけどもあのお願ひしていききたいと思います。それに伴って今市長の答弁の中でもあったとおりですね、まあ残業等との話しも今出ました。残業もまあとにかく追いついていないという実態の中で、今この職員のあれですか、このちょっと残業手当の関係聞いておきたいんですけども、この手当に関してはどういうふうな状況になっていますか、ちょっとまずそのことをお示ししていただきたいと思います。

●山本委員長 総務課長。

●天野総務課長 今現在ですけども、時間外については各所属長において必要と認めた場合、それを時間外勤務を認めて支給しているという状況であります。

●山本委員長 高橋委員。

●高橋委員 それであのこれ今ね時間の中でたとえば月ベースなのか日ベースなのかちょっとあれなんですけども、たとえば仮にいろいろやっぱり今市長も答弁あったとおりね残業しても追いつかないくらの状況の中で、仮に残業したくてもたとえばその枠があるのかね、たとえば一定程度これ以上してはいけないよ、っていうようなそういうある程度具体的な枠があるもんなのか、その辺ちょっともしあったらお示ししたいと思うんですけども。

●山本委員長 総務課長。

●天野総務課長 枠というよりもあの時間外の配当と、ある程度目標数値を出しておきましてそれを基本にですね時間外どうしても必要な場合ということで認めております。ただどうしても超える場合ににつきましては、事前に総務課の方に協議がありまして、そこら辺は調整して時間外勤務手当を支給しているということになってます。

●山本委員長　あの課長ね、今、高橋委員の質問は枠があるのかどうか。あるんであればそれを示してくれということだから、その枠があるんであればそれをお示ししたほうがいいんじゃないかと思いますけども。

総務課長。

●天野総務課長　時間外の年間の予算額は決まっておりますので、ある程度その範囲以内で枠内で配当しております。

●山本委員長　わかりました。

あの課長ね、時間的な枠というのはないんですか。金額だけ。金額だけ。時間はないんですか。よろしいですか。補足ありますか、課長。

●高橋委員　あのちょっとですね、まあこれ委員長のほうからもあったんですけども、たとえば時間的な要素でいきますと、まあ基本的には管理状況の問題もあるんだろうけれども、たとえば10時以降まあ具体的に言いますとですよ、10時以降は残業してもどうなのかっていう問題も含めて、その辺は時間的ななにか制限が付けられているものなのかね、それともその全体としてのその枠の中で今、言った残業手当のこれ以上枠を超えてはいけないというような要素での枠なのか、その辺ちょっともう少し具体的にお示しいただきたいと。

●山本委員長　総務課長。

●天野総務課長　時間外については、そのがんじがらめでなくて、何時以降だめだとかそういうのではなくて、やっぱり必要とどうしても10時以降11時なる場合もありますので、それについては事前に担当課の方で、課長も所属長で中身の業務内容とか精査しまして認めているということであります。

●山本委員長　よろしいですか。

ほかに質問ございますか。

新山委員。

●新山委員　市税の問題でちょっとお聞きしたいんですが、20年度予算額と前年度予算額を見ますと1億1千7百万円ほど減額になっております。その中で一番大きいのはですね、個人の税金である市民

税がですね7千6百万円となっておりますけども、これやっぱり1億1千7百万円という相当大きな額なんですよ。しかしながら今夕張が人口の減少もろもろいろいろございますけれども、ただ単にこれ人口の減少だけの問題なのか、その辺のですね分析っていうのかこれ将来に向けてもですね重要なものですからお聞きしたいんですが、一つにはですね会社がまあはっきり言って倒産したから職がなくなったとか、いろんなこのケースあると思うんですよね。その中でやはりこの減額予算を組むという時に、その辺の分析はしているんでしょうか。

●山本委員長　総括主幹。

●熊谷総括主幹　ご質問にお答えいたします。あのもちろん分析はしてございます。今年のあの個人市民税、法人市民税の調定額に対しては、19年度の課税状況がございまして、その課税状況調べの中から給与所得、営業所得、農業所得、その他の事業、またその他ということで、そちらで集計された金額に対して18年度から19年度に対して、人口の減少率、実際に減少したものをベースにして算定しております。

●山本委員長　新山委員。

●新山委員　今、夕張はですね財政再建になる前からですね、公共事業の縮小だとかいろんな問題がありまして、さらに財政再建下ということで新規事業はだめですよと、こういうことから土木関係そしてまたもろもろの関連企業がですねかなり人員縮小したり倒産になった会社もございます。ですからこれからもですねそういう懸念がされると思うんですよ。あくまでも新規事業18年間の中では国としては認めないよという方向性が出てますよね。ですからそういうもろもろのことを考えると、これ毎年もしこのまま1億台でね減少していくとなると、かなり厳しい問題になってくるんじゃないのかなと。今あの説明の中で分析はしていますと言いましたけれども、その中で一つお聞きしたいのは市長の公約にもありました企業誘致の問題でございます。しかしながら企業誘致だけでなく、そういう既存の企業も守ら

ないとですね就業人口がどんどん減っていくじゃないか。兼ね合わせてその辺はどういうふうに考えているでしょうか。

●山本委員長　市長。

●藤倉市長　ご指摘のとおりですけども。

今、私が今いろいろ私がというよりは夕張市がやっていることは、できるだけ企業を誘致しようということでその誘致活動、それからあわせて既存の今既に夕張に在住されている企業ですね、その企業の活性化についても市としてもできるだけの支援をしなければいかんと、ということと思っています。具体的にはどういうことをやるのかというのは、これも今、中小企業基盤機構それから商工会議所等々相談し、また、今現在そういう夕張に進出する企業の定例の集まりがありまして、企業内部の事情、また市にいろいろ支援してもらいたいこと、もろもろ等でしておりますんで、具体的にはそういう会議の場でまたそういう要請をできるだけ市としては判断をしながら受けて行きたいと。それからもう一つまあこれもこれはちょっと呼びかけだけになりますけども、やはり既存の企業のみなさんも、なかでもっとやっぱり夕張の中で生かせるものがないのかと、そういうことを含めてそういう喚起って言いますかね、そういう呼びかけもしながら一体となってやっていきたいとこのように思っております。

●山本委員長　よろしいですか。

ほかにございませんか。

角田委員。

●角田委員　それでは、私のですね今議会の大綱の中にありましたところの、情報の公開について市長は常々情報の公開とともに協働によるまちづくりという、これは本当の市長の政策の柱になる部分ということで、私もとらまえているところでありますが、先般、質問の中の答弁でですね、今年度予算の中身について市民周知にはどのような特段の配慮をなされるのかということの質問の中で、まあニセコ町の例を挙げながらこういうような取り組みをされてます。ただ、大きな費用をかけながら多くの費用

をかけながら、そういう冊子を作るというのは、今の現状にはなかなか直結、このまちとしてはむしろかしいと思いますけども、どのような方式をもって取り組むのかということについては、同じ物ではなくても違う物であってもいつでも見れる、よくわかるという、そういう説明の仕方についてどのような取り組みを考えられているのかお示し願えればと思います。

●山本委員長　室長。

●畑山地域再生推進室長　確かに私もその後ですね、ニセコ町の冊子そのものも見させていただきました。非常にいいファイルのもので良くできていると、ただ、これについては別途そういったものを作るための予算措置、それから財政だけでなく、全町的にですね取りまとめて良くできている資料だと思います。夕張とすればですね、先程、議員ご指摘のとおりなかなかそういった予算を確保していくところは難しい、という中ではあるんですけども。

大綱の方でも話しありましたとおりですね、広報誌をいかに活用するかというところで、広報誌に見開きでですね4ページ位の見開きにしてですね、全体のその予算額それからそれを円グラフにして、こういったこう費目になっているのか、それから特に財政再建下にあっても、その市民生活に密接に関わるようなものということで、先般、マスコミにもですね、記者発表させていただいたそういったものを軸にですね、こういった事業をやるのかというものをまとめてですね、お示しをしたいと、でなおかつそんなかでもわからないことあればということで連絡先をその市役所の地域再生推進室の電話番号を付けて、それから予算書うんぬんって話しは予算書そのものを見てもわかんないところがあるだろうというのはあったんですけども、ただ少なくともまあ実際に予算書というものをいろいろ見ていただいて、議会でも議論いただいてそれを通していくと、いうようなものそのものではありませんので、こういったものをですね市役所の本庁それから本庁舎、それから南支所、それからもう一箇所図書センター、そう

いった所に配布をしていくということでは考え
ております。ただ今後ですね、また更にそういった
ものを見た上でご指摘なんかを受けて、より良くま
あ財政状況厳しい中ではあるんですけども、してい
くにはどうしたらいいのかというのはですね、また
常にですね検討はしていきたいというふうには思っ
ております。

●山本委員長 角田委員。

●角田委員 このたび、議会の方、議員の方にも
配られている住宅やらまあ市民課も含めてですね、
条例の改正の新旧の表が配られております。これを
とって見比べることによってすごくあの解釈度が
高まる、これまでとこれからとの意味合いでの比
較だとか、できれば今後の検討課題だとか、課題と
して持ってますよ、でも今年度についてはそれにつ
いてはできませんでした。しかし、市民要望も含
めて、市役所としてもこれはやっぱり近々の課題と
してとらまえてますよというようなね解説も加えた、
そういうやっぱり示すという努力をこれからもして
いただきたい。これがまず第1点ですね。

本当はですね、そういう示した後に、市民の中か
らいろんな要望が出てくると思います。わかればじ
ゃこれはどうなのということがありますので、一方
的に情報を発信して、じゃこれでということではな
くて何かご意見があればということを含めてやって
いくことが本来の協働のまちづくりと、行政と市民
とが一体となったまちづくりのありようかと思いま
すので、やっぱりここの丁寧な説明が、これからの
まちづくりにとっては大変重要な部分だと思います
ので、近々の課題も含めて解説も加えながら示して
いただければと思いますので、今後の取り組みに対
して期待もいたしますし、その作業状況も含めてこれ
からも私もここに居る議員も含めてですね関心を持
っていきますので、一つわかりやすい中身をという
ことでよろしく願いいたします。

要望になります。

●山本委員長 要望でいいですか。

市長の政策でもかかってますから、もし、気持ち

があればお伺いしますか。

●角田委員 市長の政策のですね柱となる部分で
すから、是非熱い思いを聞ければさらにいいかと思
います。

●山本委員長 市長、是非、市長の気持ちを伝え
て・・・。

●藤倉市長 情報に関しては、私がガラス張りの
政策をしています。

今、議員が言われるように、情報の公開から一步
突き進んだ情報の共有ですね。この部分だと情報
を公開するから見ればいいんだじゃなくて、情報を
わかりやすく示すことによって共有化ができ、共有
すると同じ物を見て理解する訳ですから、今、議員
が言うこうやってほしいとかこれはどうなっている
のかと、そういういろんな質問、希望がでてくる。
その希望を聞きながら行政と市民に間で共有した情
報の中から何かが生まれる。何かがまた修正される。
こういう意味での活用を図って行きたい。と思っ
ております。

以上。

●山本委員長 よろしいですか。

伝里委員。

●伝理委員 昨日の議会の中で、山本委員長が質
問していた中の市長の答えなんですが、財政再建計
画に関することです。

国、道と協議して市民生活を守ることを基本にと
いうお答えがでてましたが、この予算書の中に各課
各グループからどのような変更点、問題点、見直し
しなきゃいけないのかという問題がでているのかお
聞かせいただきたいと。

今、角田議員の質問の答えの中でも、情報の公開
から共有という市長のお言葉がありました。どのよ
うな問題点があるかということが非常に市民の関心
も高いと思います。そういう行政の方からの見直し
の問題がでてくると、市民もですね、おおいに興味
を持っているような質問がでてくると思います。

是非、お答えいただきたいと思います。

●山本委員長 市長。

●藤倉市長 先般の山本議員の質問には、私的
の得ていない回答をしたかに思って、いまだに反省
しておりますけども。

今般、市民からどのような意見がでてきてい
るということについては、詳しくは今、担当課の方
から説明をさせます。

●山本委員長 室長。

●畑山地域再生推進室長 具体的な今回の予算の
編成にあたってということですね、もちろん財政
再建計画にのっとってというところではあるんです
が、その中で市民の安全、安心の確保という観点で
出来るところをまずやろうということで、やはり消
防の救急資機材の整備、それからこの市全体です
ね公営住宅を多く抱えておると、それで各集落ごと
にというこの広範なこの夕張の中でのまちづくりを
今後どうしていくかという大きな遠大なテーマでは
あるんですけれども、それによってその市民の生活
よりいいそのまま一方でコンパクトというかですね、
ある程度こう集約していくということも必要なか
も知れないというようなことでの検討というような
ものですね、今般、その住宅政策の中でですね、
また少しいろいろ考えていくべきではないかという
ような観点ですね、予算の方針にあっているとい
うところでございます。

後は、やはり小中学校の統合というところがで
すね、今後、またその地域のコミュニティの問題とも
また絡んでくるところですね、重要なところでは
あるんですけども。まずもってそんなかでは、やは
り足の確保というところが重要だろうというところ
で、幌南小中学校の統廃合に関してですね、スク
ールバスを最初直営の方で再建計画上見ていたん
ですけども、直営ではなくてやはり何か故障があっ
た時、それから代替車、それから代替人員等々を考
えればですね、安定したその足の確保というのは、
今後、重要だろうということで、スクールバスの運
営事業について見直しを図るというようなことがあ
りましたんで、そういったところでいくと再建計画
の流れに乗ってる中でもですね、まあある程度で
すねその

市民の安全・安心を守って行く上で、出来るところ
から始めていくということですね、今言ったよう
な環境整備に取り組んでいると。また、除雪費につ
いても額を確保していくということで、今般、19年
度は比較的降雪量多い中ですね、除雪は今のところ
3月もうすぐ終わるところでございますけれども、
これと同額分を来年度も確保していくというよう
なことでのですね措置をして行くということ
でございます。

●山本委員長 室長ね、足の確保の関係で直営
で考えてたけどもって言ったんだけど、あの委託
するっちゅうふうに判断していいんですか。今の
答弁ではちょっと分かりにくくて。

室長。

●畑山地域再生推進室長 もしあれでしたら、詳
しくは教育部局からという所もあるんでしょうけ
れども、再建計画上はとりあえず幌南小中学校の統
廃合で、バスを直営でということベースにですね、
予算組みをしていったらどうだろうということで組
んでましたけれども、実際にはその市の職員の体制
の状況、それから実際にバスが壊れた時とかの人員
とか、それから実際の代替車の確保というようなこ
ともろろ考えていくとですね、やはり委託をして
行くことが重要だろうと、それが一番資することだ
ろうということで、関係部局ともですね、いろいろ
精査それから関係の会社とも精査しましてですね、
委託という事で考えていくということでございます。

●山本委員長 よろしいですか。

伝里委員。

●伝里委員 各課、各グループからのですね、ど
んどんどんどんこういう問題点があるんだってい
うことをどんどんどんお示しいただければ、議会
でも協議の対象となると思いますんで、是非どん
どん出してください。よろしくお願ひします。

もう1点よろしいですか。

●山本委員長 今のは要望でよろしいですか。

●伝里委員 よろしいです。

もう1点なんですが、昨日、市美術館の屋根が一

部壊れましたよね。その報告がまだなされていないと思うんですが、あれは夕張リゾートさんに委託管理されているわけなんですけども、委託管理されている物件、建物の修繕などはやっぱりどのように指導して行くのか。これはあんまり質問の上では重要なことではないんですが、これからですねその建物が壊れて中にある美術品とかの収蔵品、こういう物がですね汚れたり破損したりするということにつながると思うんですよ。そのほかにですね歴史村のやっぱり展示品なども同じことが考えられます。

また、その幌南小学校も閉校になりますが、あそこにも夕張にとって重要だと思える展示物がかなりたくさんありますが、これらはどのように保存していくか、市としてどのような考えを持っているのかお知らせください。

●山本委員長 財産管理も含めてということですね。どこで答弁しますか。

それじゃ室長。

●畑山地域再生推進室長 直接、各分野にわたるところで、私どもタッチしていないところありますが、たとえば私どもでいくとですね、観光施設についてはですね、夕張リゾートの方に指定管理をお願いしております。市美術館についても夕張リゾートに委託管理をしておりますので、リゾートととのですね協議によって、この冬場どういうことをやっていくか。それから冬場の中によつては確かにご指摘のとおりですね、美術品、収蔵品のある施設はありますんで、それを保存保管していくということは必要だろうということで、そのためのその施設の管理運営をどうしていくか。特に冬場をどうするかというようなことはですね、まあ今年度1年度経て見てですね、どういった問題点があるかということも含めて、夕張リゾートとも協議していくということになろうかと思っております。

幌南小学校の展示品というのもあろうかと思えます。これについては幌南小学校だけでなく、その市の中でですね、どういった収蔵品があるのか、収蔵品じゃなくても休止している施設がどういう状況

にあるのかというのはですね、ある程度把握した上でどの部分を、特に市としてなかなか職員体制上こまかなところまで注視してですねケアしていくことが難しい中でも、絞ってこことここは必要じゃないかというようなことをですね、たぶんおそらくですね今後また全庁的に議論して行つてですね、共通認識を持って行くと。そんなかで本当に必要なその財政的な絡みの問題があるのか、それからそうでなくて市の職員自らで出来るところがどこなのかというようなところをですね、今後詰めて行くというような流れになっていこうというふうに考えております。

●山本委員長 今の質問の中に財産管理の関係も出てますから、総括主幹の方からそっちのほうは出ますか。総務課ですか。どうしますか。

副市長。

●羽柴副市長 今回の冬のいろんな事故なりがあります。これは再建計画でですね事務事業の見直しをして、各施設のあり方、まあいろいろとその市民要望も含めた中でですね、残した施設あるいは廃止した施設いろいろあります。そういった施設をですね、いわゆる使っていない部分、冬期間使っていないのでそういった事故が起きてきた。そういうことでのいろいろな部門長の中でもですね、そういうこれからのですね、今後そういうその冬に向かったいろいろな対応が出てくるだろうということで、財産的には普通財産、行政財産から財産的には所管が税財グループには移りますけれども、それぞれ最初に使っていた行政目的がありましたから、そういったところで庁内的にはですね連携をしながらですね各所管の施設としてそういういろいろなその状況をですね把握をしながらですね財産管理としては総括は税財グループですけれどもそういった中で、今後冬に向かったりまあいろいろとその市民生活なりですねいろんな中でその建物自体がですね危険な状態になっていないのかどうかというようなこともですね今後検討しながらですね全庁的には対応していくべきだろうという議論はしておりますので、今現時点ではですねそういういろんな対応策についてはお示しはでき

ませんけれども全体としての財産管理としてはですね市としての責任はありますのでこれからまた冬にかけてですね、こういったことが起きないようにですね必要最小限のものについてですね検討を進めていきたいと思っております。

●山本委員長　よろしいですか。

伝里委員。

●伝里委員　文化的なとか歴史的な価値があるというものに関してですね、やはりあの夕張今こういう状態ですので、ずっと管理して行くっていうのは難しいと思うんですよ。夕張市以外でも歴史的なものを保管したいという所も多くあると思います。散逸したり破損したりして、大切な物が無くなっていくよりは、そういう夕張市以外にですね、ちゃんと面倒を見てもらうという方向もあるのではないかと思います。是非、この世から夕張市の歴史が無くならないような方向で考えていってほしいと思います。よろしくをお願いします。

●山本委員長　要望でよろしいですね。

●伝里委員　はい。

もう1点。ごみの問題なんですけど、ごみ処理場、去年、私9月の議会で質問いたしましたけど、もうすでに次のごみ処理場の計画を建てて行かなければ、間に合わない状況であると。現在の施設が使えなくなってしまうという時期にきています。その上でですね、この予算を見て行くと調査費なんなりが、見えてきません。これからどのような計画を持っているのか教えてください。

●山本委員長　市民課長。

●寺江市民課長　ごみの最終処分場のご質問だというふうに思いますのでお答えしますが、確かに議会の中で私の方から担当課としての考え方として、今後の最終処分場のあり方について、今現在、三つの選択肢がございますと、このように答弁しているかというふうに思っております。そのうちですね、1点はシューパロダムとの関連の部分ですが、それは夕張市が置かれている再建初年度と、こういう状況の中で時期的な問題もありまして、これは断念をせ

ざるを得ないのかなと、こういう状況になっております。残る二つは南空知、岩見沢市を中心とする広域化処理でございます。これも今、広域化の議論を盛んにやっておりますが、なかなかこれというふうの一つの方向にまとまるような状況にございません。したがって残る選択肢としては、やはり夕張市は将来を見据えて単独で処分場を造っていかざるを得ないのかなとこういう見解を一つ持っております。

ご指摘のとおり20年度の予算についてのその予算付けの部分でございますが、まず市の方針がまだ確定されておられません。したがって20年度においてですね、そういう調査費等々もろもろの予算付けをすることはできなかったということでございまして、この20年度の中で夕張市の一般ごみの最終処分場の計画の素案といいますか、青写真をやはり20年度中に明らかにしていく必要があるだろうと、こういう思いでございますので、20年度の予算についてはそういう状況の中で予算付けがされなかったということでご理解をお願いしたいなあとこのように思います。

●山本委員長　よろしいですか。

課長ね、これ予算付けついてないんだけど、青写真造る等々には予算は発生しないでも大丈夫ということですね。そう判断していいですか。

●寺江市民課長　内部での協議、あるいは地域再生推進室との協議等々を踏まえるということでありまして、予算的な部分は発生いたしません。

●山本委員長　そういうふうに理解してよろしいですね。はい。

ほかにございませんか。

高橋委員。

●高橋委員　今のやりとりでも少し出たんですけど、今副市長の方からも答弁あった、各施設の今般のいろいろ雪害対策の関係を含めての、各施設の建物のいろんな崩落事故等々が起きて影響を受けてですね、今後いろいろとその辺実態を含めて検討していかなくちゃいけないというご答弁もありました。その中で今回この平成20年度の予算書、ざっとです

ね全体を目を通して、すべての款項目においての部分ですね、この管理費体制の部分、修繕費を含めてなんですけどもね、この辺がそのほとんどがやはり実態として大幅な減額につながっていつてしまっているという状況なんです。

それで先程のちょっとご答弁にもつながるんですが、このたびのさまざまなスイングセンターを初めとする崩落事故を含めてですね、思わぬ出来事が予想できなかった事態が起きてしまった。これは当然いろんなそこには経過があるんだけど、ただまず今年度この体制の中でね、ほとんどの管理費体制、修繕費体制の部分の見直しが余儀なくされている状況の中、これは計画は計画としながらもですね、やはりこの辺は今一度どうなのかと。それこそ今回うんぬんのことを受けてですね、やはり他にもたくさん市内でいろいろ検証しなおさなければいけない建物とか、箇所がたくさんあると思うんですね。ですから本来であればやっぱり少しこの部分手厚くして、見直していかなければいけないんじゃないのかなと思うんですけども、その辺どうでしょうかね・・・。

●山本委員長 市長。

●藤倉市長 今のご質問ですけど、私も今年振り返ってみてですね、やはりそのいろいろ話しありましたけれどもね、管理費、修理費これらにつきましても、結局そういう管理費系その修理費を含んでいないからということで結果的には美術館とかいろんな物にしても、そういう被害を受けてそれを復旧させる。その復旧費の方が高い訳ですよ。金額的に。だから出来るだけやっぱり夕張の資産、または遺産、そういうものの中でどういう状態になっているかという予防対策費、調査費、こういうものは必要じゃないかと。したがって、今回予算上組んでませんけどもね。この冬に向けて、またもろもろについてやはり修理また管理費というのは場合によっては、これは必要だということをそう思っておりますし、また、先程言いました結果的に修理じゃなくて、総点検を含めた対応それに重点をおきな

がらやっていきたいこう思っております。

結論的には予算は組んでませんけども、必要に応じてそういうことを行っていきたいということです。

●山本委員長 高橋委員。

●高橋委員 まったくそのとおりだと思います。

要望なりこの対策的部分を含めてですね、今一度この部分については強い要請をしていかなきゃいけないと思いますし、それはやっぱりそのとおりやっていかなきゃいけないと思います。それで以前からもこの部分についてはこの修繕管理費含めてなんですけども、これいわゆる計画の中ではもうこうしていくしかない。いわゆる発生ベースの中でやっていかなざるを得ないっていう説明も受けたんだけど、ただやはりこの発生ベースということであればね、やはり事が起きてからではですねやっぱり重要な事故、事件性につながった場合、じゃあ、はたしてどうなんだということにもつながっていきますし、そういう部分を考えるとやはりいま市長答弁されたようなね、事前の対策ということをきちんと市としてやはり言うべきものはやっぱり言って、その部分見ていないものかもしれないんだけど、予防対策費等々を含めてですね、そういったものをきちんとですね道や国に対して訴えていかなきゃいけないっていうふうなものが、強く要求されると思うんですね。ですからやっぱりこの発生ベース、発生ベースといえどもですね、やはり先程も言ったとおり事が起きてからはほんとうに大変な事につながりますから、その辺やっぱり新年度に向けてはですね、新年度だけじゃないですね。これは今後に向けてですね、やっぱり大きくこれはきちんと改善なり、やっぱり今一度見つめ直していつてもらわなきゃいけない項目だと思いますね。この辺、市長から答弁もらったんですけど、再生室長どうですかね。

●山本委員長 室長。

●畑山地域再生推進室長 委員ご指摘のとおり、基本的にですね、発生ベースでその何か修繕が必要になったときにですね、そのときにですねある財源、なければどういったことをやっていくかということ

を道、国とも協議してなんですけども、それですね対応していこうというようなことがまず原則としてあります。ただ、ご指摘のとおりその中には普通財産で管理するなかにもですね、それほどその影響がないというかですね、市民の方々がなかなかそれほど寄らないとか、危険度が低いものもあれば、やはりこれはきちんと見ていかないと、何か事があったときには大変だという、そういった施設によって状況によってもある程度違うだろうということで、一方でなんでもかんでもじゃ総点検だって言って、あらいだらいたという余力はなかなかないとは思いますが、その施設の状況を見てですね、これが市民生活に影響がいざなにかあったら大きなものがあるんじゃないかと。なおかつ通常のベースで動かしていない施設であれば特に冬場、大きなそういった破損につながるようなものもあるというようなものもあるんで、そういったものを整理していく中で、本当に要望なりチェックが必要なものがなんなのかと、それで場合によっては冬場においてもですね一定のメンテナンスそれから除雪等々を含めて、どういったものやっていくものが本当に必要だというものがあるのかというのを整理した上で、やはり道、国とも協議するというようなかたちになっていこうと思いますんで、その辺ですねちょっと今後の課題としてですね、認識した上でまた道、国ともですね、話しをしていこうというふうに考えております。

●山本委員長 高橋委員。

●高橋委員 まったくそのとおりだと思います。

それでこれは本当強くですね要望も踏まえてなんですけども、今言われたとおりこの計画上の中で進めていかなければいけないというのは、我々も十分承知をしているし、今、室長からもお話しあったとおり、なんでもかんでもってことには当然ならないと思います。ただやはり最低限度のね、この管理費体制、修繕費体制っていう部分は、市民に直接的に影響をおよぼしては大変なことにもなるし、既にやはり直接影響をおよぼしているものもあるのかも知れない。特に住宅関係とかでいったらね。そうい

う部分で考えたら、やはりこの辺はやっぱり改善なり、今一度やはり見直すべきなりってことをですね、やはり新年度に向けてきちんと体制を整えていただきたいと思います。

これ強く要望しておきたいと思いますのでお願いします。

●山本委員長 高橋委員、ちょっと待ってくださいね。

室長ね、今の質問に関連して私からも一つ聞いているんですけども、遊休施設等々にそういう財産物入ってますよね。火災保険なんかはどうなっているんですか。

総括主幹。

●熊谷総括主幹 原則廃止いたしました施設、たとえば廃校になった学校ですとか、そういうものに関しては火災保険は掛けてございません。

市民生活に直結するものがございますね、たとえば生活館ですとかそういう関係には火災保険は掛けてございます。

以上でよろしいですか。

●山本委員長 心配するのは大事な財産が入っている上物にかかって、もし火災になったときに焼失となったらなんの保証もないよね。そこら辺はどんなふうに。

●熊谷総括主幹 火災保険の内容についてなんですけれども、市で加入している保険は全国市有物件災害共済会という所、全国の市町村が加入している保険だけでございます。これに関しては建物のみ焼失したときの保険が出るという保険でありまして、中にあるものに関しては、保険はまったく掛けれるという保険ではございませんので、掛けてはございません。

●山本委員長 大変大きな問題今、ちょっと聞いてみましたけれど、そこら辺も含めての管理体制十分に気をつけなければだめだと思いますんで、どうか行政側としてもですね、その辺は十分に検討された方がいいのかなと思いますんで、よろしく願いいたします。

高橋委員。

●高橋委員　ちょっと質問を変えていきたいんですが、この辺もちょっとこないだ私の方で大綱的な質疑させてもらった経過の部分で、少し掘り下げてご答弁願いたいと思うのが、地域振興の関係のかかわりだったんですけども、こないだいろいろこの問題については市長からもご答弁いただきました。

いろいろ市長の目指すところの地域振興のあり方また、交流人口の必要性ですとか、夕張の四季を通してのですね、滞在型のですね、呼び込みも含めて食の追及ということも含めて言われてましたけれども、それについてはある一定程度、理解はいたしました。

実はこれ同じ地域振興の観点で、私ちょうど市長就任されてこの6月の、昨年議会で初めてですね、私、質問に立ったときに同じこの地域振興の体制のあり方で質問させてもらったんですけども、このときいろいろ昨年は特に夕張支援ですとかね、そういったイベント部分があった。それでそれをですねどう地域経済に結びつけていくのか、さらにはそれらをどう波及効果も含めて経済的な視野も含めてですね、経済効果がどれだけあるのかというようなことを含めたときに、この辺、市長のほうからも明確な答弁としてですね、これは重要なことであるのでね、どれだけの効果があったかは、きちんとこの検証を踏まえて必ずしや数値と波及効果を添えて、これは結果として出していきたいということで、明確に出されているんですね。それでこれ1年いまま経ったんですけども、その辺のこれ地域振興になるのかな。担当としては地域振興的な部分になるんです。ごめんなさい。室長の方になるんでしょうけども、その辺の検証ですとか、数値とか、その辺の明確な資料整ってるんでしょうかね。その辺どうですか。

●山本委員長　室長。

●畑山地域再生推進室長　6月議会で高橋議員からご指摘あった件です。

これについてですね、過去どういった形で効果を市として出してるかというものもまた調べ直してみ

ました。そうするとやはり一定のその入り込み客数の単価に応じて、どれぐらいのその一泊する、それから一泊しないで日帰りする客、それぞれを集計したものに単価を掛けてですね、いくらぐらいの効果があるというようなことをですね、一応数字としては出すということはですね、今後は入り込み客数はまだ把握していない所もあるんで、それをすればですね数字としては出すことは出来るんだろうとは思いますが、実際にじゃそれが果たして本当の効果なのかというところが、非常に疑問だなあというところありましたので、そういったところでいくとですね、これはもう軽々に、まあ過去のデータでいくと客単価でこれぐらいで、何人来たからこれぐらい出ましたよというようなことを、出すことがほんとうに効果的なのかということも含めて、ちょっといろいろ内部でも議論しなきゃいけないというようなことですね、今のところですね、その段階で止まっているところであります。ですんで、一定の前提のもとで過去のデータをベースにしながらですね、数字としてその過去との比較をしたいということで、出すということは数字としてはなんらかの形で出るんでしょうけれども、それがはたして本当に効果としてそのベースの額が上がっているのかというところまでですね、踏み込めないところありますんで、そういったところある程度慎重にならざるを得ないのかなと。場合によってはもう少しじゃ数字をその過去のデータの、例えば客の単価どれぐらいかとかですね、いうものを洗い直すべきだというようなときにも、じゃそのデータをどういうふうに入手するかということも含めてですね、踏み込まなくてはいけないところもありますんで、その辺ですね、3月末までの入り込み客数、年度末での状況を見た上で、なおかつその数字がどの程度妥当性があるのか。妥当性なくてもこうこうこういうような前提でありますということですね、数字を出すとかですね、そういったところをちょっと検討していきたいとします。ただ、現在のところですね、そういったことですね、確かな効果というような形でデータ

としては、持ち合わせていないという状況でございます。

●山本委員長　高橋委員。

●高橋委員　一つ一つのですね、そのイベントにどれくらい入ったのかとかいう部分まではですね、私もそこまでは求めてないと思います。ただ、以前はね、確かに今、室長もお話しあったとおり、夕張の場合はかつて観光のまち夕張として相当発信をしてきた。結果としてそれが大きな影響をおよぼしてこういう現状にもなっているのもあるんだけど、特にこういう予算委員会等々を通した中でですね、かならずこういう観光的なその年のですね、入り込みだとか、もっと言うとなつ一つ一つのイベントの検証的なものをですね、やってたという状況がありました。それは今ね、当然全ての事業を廃止しているから市が関わっていないよって言ったらそれまでなんですけども、やはり市としてこれだけ支援イベントを含めてですね、全道、全国からいろんなご支援を受けた中でですね、やってきた状況を受けてですね、はたしてやはりこの地域経済にどれだけの波及をさせているんだって、ある程度その数値というものはつかんでおかなければいけないのかなという部分の観点で、昨年も質問しているんですよ。

ですからこの辺はですね、今おっしゃったとおり1年間、今すぐこの予算委員会の中では言いませんけれども、1年間の総括を踏まえてですね、実際のどれくらいですね、入り込みも含めてあったのかっていうのを少し時間がかかっても出していついていただきたいと思いますし、この辺はやっていついていただきたいと思いますのでお願いします。

●山本委員長　今のは要望でいいですね。

●高橋委員　要望でいいです。これは、はい。

まだ実態としてないということでありましたからね。要望として添えておきますので、その辺はお願いします。

●山本委員長　よろしいですか。

正木委員。

●正木委員　入湯税のことでちょっとお聞きした

いんですけども、入湯税は目的税なので、その用途を明確にするべきであるという、財政課長内かに記入されているという話ですが、市としてはその入湯税の位置付けが明確にされているのか、またその必要がないのかどうかをちょっとお尋ねいたします。

●山本委員長　総括主幹になりますか。

税金の関係ですから、どちらでやりますか。

室長。

●畑山地域再生推進室長　入湯税、目的税として位置付けられておりまして、市としてはその再建計画を策定する過程でですね、温泉施設があるということですね、設定したものでございます。この用途についてですね、当然そういったその温泉施設それから観光等の関係というところのですね、一定の用途になってくるんですけども、現在、市としましてはですね、今ユーパロの湯とかですね、それからそういった泉源の方を整備したことでのその起債の償還がでてきておりますので、そういったものに充てるということで、その施設の維持なりそれから今後のその償還に使って行くというようなことで、今充てているところでございます。

●山本委員長　正木委員。

●正木委員　そういうことで使用目的としてははっきりすればわかる訳ですが、こういう発言をしているのかどうかあれなんですけども、夕張リゾートなり、夕張酒造なりに対しての、市に対する税収的な数値はどのくらいあるんですか。

●山本委員長　これは総括主幹だよ。税なんぼ入ってるか。

はい、どうぞ。

●熊谷総括主幹　夕張リゾートさんに限った質問ということでよろしいでしょうか。

●山本委員長　夕張リゾートに限ってよろしいですかということですがどうですか。

指定管理全般に関わってですか。どこどこ。

●正木委員　夕張酒造と夕張リゾートのそういう市の財産を借りてる訳ですよ。その中でもって夕

張市に対しての税収っていうか、いや法人税じゃなくようするに市に対しての貢献度合いちゃうか、それをもしわかる範囲で報告していただきたい。

●山本委員長 貢献度合いね。金額に跳ね返っている部分を含めてね。はい。

総括主幹。

●熊谷総括主幹 まず市税に関してですけれども、指定管理の部分には、当然ご存知だと思うんですけども、市の財産でございますので、固定資産税が入るということはありません。

次は法人に関して、法人が市に納める法人市民税なんですけれども、これに関しては今ちょっと資料を持ってきておりませんので、お示しできないんですけども、これに関しては規定に基づいて納めていただいている状態でございます。あと個人の市民税、道市民税の部分になりますが、こちらに関しては現在、給与報告が出てきて機械に入力して、5月の特別徴収、個人市民税の発付にむけて作業中でございますので、今お示しできる数字は残念ながらございませんので、また後ほど行政委員会の中でなど、トータルの金額としてはお示しできると思います。

●山本委員長 総括主幹ね、今法人税については今ここに資料がないので示されないって言ってますが、後ほど示せるんですか。はい。

●熊谷総括主幹 個人情報ですので、例えばなんとかかんとか株式会社一つに関しては言えませんが、その指定管理者トータルということであれば、戻れば資料として調べてお示しすることは可能かと思います。

●山本委員長 全体であればね、そういうことでよろしいですか。あの個々に渡ると個人情報にかかわりますんで、ちょっと問題になるんでね。

正木委員。

●正木委員 これで結構です。

●山本委員長 それでいいですか。

じゃそういうことで後ほど示してもらうようお願いいたします。そういうことでよろしくお願ひします。

●山本委員長 新山委員。

●新山委員 4月からですね始まります後期高齢医療問題ですね、一つ聞いておきたいんですが、やはり75歳以上という高齢の方ばかりですので、説明責任がこっちの方にはかなりあると思うんですよね。たしか夕張においても2千人の方が該当になりますよということだったと思いますけれども、やっぱりみなさん一番心配しているのは、内容的にどうか。今までと何が違うのか。それと負担額ですね、それがいくら位になるのか。

これ4月から始まりますと、18万円以上の年金の方については天引きしますよ、こういうことから通知きたら、いや応なしに引かれる訳ですよ。それが生活に影響する方もいるだろうし、中には国民健康保険の方が安いんじゃないかという方もいるようなんですけれども、全般にわたって夕張の中で、その説明とそういう問題点があるのかないのか。それもしあるとすればどういう検討をしているのかね、ちょっとお聞きしたいんですが。

●山本委員長 市民課長。

●寺江市民課長 本年4月から制度が開始となります後期高齢者の医療制度でございますが、新山議員ご指摘のとおりですね、この制度についてはさまざまな方面から、また、さまざまな意見があることも確かでございます。

市民周知の部分でございますが、この制度はご承知のとおり運営主体は、北海道にあっては北海道の広域連合が運営主体となるべきものでございまして、それを踏まえて先般、3月12日でしたか1回だけありますけれども、清水沢において広域連合と夕張市との協働ですね、住民への説明会を開催したところでございます。この中でも議員からご指摘のあったですね、保険料がどうなっていくのか、また、制度の問題点等々さまざまな意見が出されました。市といたしましてはですね、非常にこれはお詫びを申し上げなければならないと思ってるんですが、今の健康保険の体制の中ではですね、きめ細やかな住民対応というのがなかなか出来得ない状況にあることを、まずご理解いただきたいなあとというふうに思

います。

市民周知ということで、本年1月から広報誌にいろいろなパンフレットを作成しながらですね、広報にはさんで市民周知を図っておりますが、市といたしましては、このパンフレットだけでですね、市民への説明の責任を果たしたと、こいいう考え方は持っておりません。

したがいまして、制度が始まりみなさんのお手元にそれぞれ被保険者証が届くというふうに思います。

また、指摘のとおりですね、年金から天引きということでございますので、制度が始まってからも一体これは何なんだと、こういうような疑問の声も上がってくることも承知してございます。

したがいまして、発生主義ではございませんが、そういう市民の声があればですね、その都度、市の担当が電話なり、あるいは出向くなりしてですね、そういう個別の対応をさせていただきたいなと、こういうふうに考えているところでございます。

●山本委員長 新山委員。

●新山委員 75歳以上といってもですね、家族が同居してたり夫婦二人とか話しできる人がいればいいんですけれども、今連絡所も廃止になった中でですね、ふれあいサロンやってますけどもね。

一人世帯の方でやっぱり80も過ぎた方が、それを理解できるかどうかという問題ですよ。やっぱりこういうところはきめ細かく理解してもらってね、当然納めるべき、天引きですからだまってこれね、払う払わない関係なく引かれてくる訳ですから、しかしそれをやっぱりきちんと説明しておかないとね、いきなり引かれてきたよ、わかんないうちにと。私の生活どうすんだという問題も兼ねないですよ。そういう心配のある方もいると思います。夕張市はつかんでいると思いますけれども。

ですからやはりそういう人に対してね、やはり住人も少なく非常に厳しいと思いますけれどもね、引かれてもわかんない方もしかしたらいるかも、何なんだとこれはという。

その辺はどうですか。難しいっていうのはわかり

ますけれども、難しいだけじゃ済まないような気がするんですよ。

●山本委員長 市民課長。

●寺江市民課長 ご指摘は十分理解しているつもりでございます。

先般、被保険者証を郵送発送いたしました。その中にもパンフレットを同封させていただきましたが、これもやはり指摘のとおりですね、読んでもなかなか制度は理解されるようなものではないというふうに思っています。どういう方法で今後市民周知を図っていったらいいのか、これはちょっと対応が遅れますけれども、もう目前にきてますので、その中でまた担当課として検討しながらですね、市民周知のあるべき姿これをちょっと追及してみたいと、こういうふうに考えてございます。

●山本委員長 新山委員。

●新山委員 市の職員だけということだとかなり厳しいと思うんですよ、人員的にも。しかし地域には民生委員だとかね、そういう方いますのでね、やはりそういう理解できる方がいるとするならば、その地域にね、やはり説明というのが特定の人間だと思いますけれどもね。また、ふれあいサロン4ヶ所ですか、開いてますよね。そこにやっぱりそういうことわかる方いますんでね、そこに行ってもらうとか、市だけでなくそういう方の活用というのはどうなんでしょう。

●山本委員長 市民課長。

●寺江市民課長 今ほどのご意見もとてもだというふうに思っております。市だけで対応できないんだとすれば、じゃどういう対応があるのかっていうのを求めているのが当然でありまして、そういった関係機関との連携も含めてですね、今後ちょっと検討させていただきたいというふうに思っております。

●山本委員長 新山委員。

●新山委員 今後はね、今年金天引きになってきますと、国民健康保険と違って、だまって引かれますからね。滞納はないと思うんです。18万以上の方については。

しかしながらそのために生活困窮者が出ては困る訳ですよ、はっきり言ったら。

その辺はつかんです。

どうやって聞いたらちょっといいんですかね。

今でも低所得で厳しいのに、更にいくらか引かれるとするならば、まだ厳しくなるでしょうね。

しかし今度滞納じゃなく、18万円以上の年金の方は天引きですから、滞納はないと思うんです。そこについては今までと違って。払えない払える関係なく引くわけですから。そのために困る人が出てくるとするならば、これはまた大きな問題になると思うんですよ。

その辺はどういうふうに考えてます。

●山本委員長 新山委員ね。全体の対応もそうなんだけれども、今そういうおっしゃった、そこら辺の対応をつかまえているのか、対応を考えているのかどうかと言うことですね。そうですね。

市民課長。

●寺江市民課長 後期高齢者の被保険者としての区分といいますか、それはデーターでおおまかにはつかんでございます。おおまかにというのはまだ確定申告等々が終わっておりませんので、所得が確定するというのはまだ先の話しでございます。おおまかには予算上の中でつかんでおります。

ご指摘のですね、年金からの天引きによって困窮者というのは、当然問題として考えられますが、制度としてはこの保険料の均等割についてはですね、所得に応じての軽減措置が講じられることになってございます。これは7割、5割、2割の軽減措置でございますが、こういう軽減措置が適用されるという部分があることが一つ、またこの制度が始まってですね、そうはいつでもこの少ない年金の中から、この保険料が7割軽減された額が引かれたとしてもですね、それはなかなか生活実態を非常に脅かすような、非常に厳しいものがあるということであれば、後期高齢者医療制度にかかる市町村の役割としてですね、いろいろな窓口の相談業務、納付相談業務、これは市町村が担うことになってございますので、

そこはもう一度市民に周知を図りながらですね、困った場合はその受け皿となるということを明確にしながら市の役割を果たして行きたいと、こういうふうに考えてございます。

●山本委員長 新山委員。

●新山委員 今、課長の説明のとおりだと思います。その中でやっぱり先ほどより申し上げてますように、一人世帯のやっぱり高齢者の方にはですね、今言ったようなきめ細かな説明をしてもらいたいと。ですから出来なければさっき言った、民生委員を活用するのか、町内会活用するのか、それを別にしてね。やはり後からそういう大きな問題が起きないように、当然おそらく電話もなんも来るんでしょうけれども、きめ細かな対応をしてですね、やはり混乱の起きないようにお願いをしたい。

要望としておきます。

●山本委員長 要望でよろしいですね。

課長、私からもね、全般にやったら大変な問題になると思うけれども、ある程度特定つかめるものであれば、そこら辺の説明を充実してあげた方が、やはり行政として親切だと思いますのでね、十分に気を配ってあげたらよろしいのかなと思いますので、その辺もよろしく願いしたいなと思います。

新山議員、そういう事でよろしいですね。

ほかにございませんか。

はい、島田委員。

●島田委員 先ほどスクールバスの運行委託について話があったんで、直営か委託かということで予算関係で今まで報告がなかったのか。スクールバスの委託について業務内容ですとか委託先だとかの報告がないので、この場でよければご報告お願いします。

●山本委員長 教育課長。

●石原教育課長 ただいまのご質問にお答えします。当初スクールバスの運行ということですが、幌南小中学校の統合につきましては、スクールバスの購入費800万円ということで掲示をされておりました。これは再建計画での事業費でございます。

それで4月から地域再生課と協議を重ねてきて、いろいろ検討してきました、その運営の方法について、運行の方法について、どういう手段を取ったら一番いいかというようなことで、検討してまいりましたところ、やはり後年次の22年度、23年度の大統合へ向けたものの基本的なものを今、作らなければならないのではという結論に達しまして、種種、直営と委託とこれとで経費の比較、いろんなメリット・デメリットの面を検討をした結果、委託の方が経費的にも安価であるということで、代車それから運転手の対外等もこれは確保できるというようなものが主な理由であります、ということに結論を出しまして、委託ということで考えております。本予算の見積もりもそういう内容になっております。

以上であります。

●山本委員長 島田委員。

●島田委員 委託先というのは決定されているのでしょうか。

●山本委員長 課長。

●石原教育課長 まだ予算の議決を経ておりませんので、バス会社ということだけ申し上げたいと思いますけれども。

●山本委員長 よろしいですか。

課長ね、議会にその委託先なんて話しなんかは正式に今初めてだったかい。これ初めて今示されるんだよね。今の答弁の中で予算の中にも反映していると今おっしゃってるけども、それでいいんですか。

●石原教育課長 予算というのはぎりぎりというか、これまでに結論を出すまでに時間を要したものですから、それで議会にもこれで行くというご報告はできない状況にありました。

●山本委員長 課長ね、方針を転換する大きな問題を議会に報告しないで、予算委員会に直接出してきた、それを今議論している訳さね。そこら辺の問題もちゃんと説明しなかったら誤解を招くよ。

委託先までこうやって発展してしまう訳だから、そこら辺をはっきり答弁してあげてください。

はい、課長。

●石原教育課長 先程も申しましたとおり再建計画、直営というところで予算を事業費を計上しておりました。それで、繰り返しになりますけれども、それで果たして今後いいのかという論議をしたところ、今言ったような最終的な結論になりまして、最終的な結論出たのは今月に入ってからでございます、今も若干積み残した部分がございます。それで今後についてもですね、いろいろと課題を生じるだろうということだと思っております。

とりあえずスクールバスの運行ということは、夕張市の小中学校では初めての実施でありますので、とにかくやってみてどういうことなのかということになると思いますけれども、直営よりは委託の方がメリットが大きいという判断を最終的にはさせていただきました。

議会の報告について経過ということでの報告は、これは行なうべきだったかというふうに思っております。

●山本委員長 答弁調整のために暫時休憩します。なおですね、この際お計りしますけれども、昼食休憩に入りますんで、その間に答弁調整しまして、午後1時から委員会を開催したいと思います。

よろしくお願いします。

午前11時52分 休憩

午後 1時00分 再開

●山本委員長 それでは午前中に引き続きましてですね、会議を続行したいと思いますけれども、この際答弁調整のために中断しておりました教育委員会からの答弁を求めたいと思います。

課長。

●石原教育課長 先程の島田委員からのご質問におきまして、言葉足らずにより混乱を招いたことについてお詫び申し上げます。

改めてお答えさせていただきます。

スクールバスにつきましては、平成19年度の予算

においてバスを購入したところであります。また、平成 20 年度においてのスクールバスの運行については、3 月初めまでぎりぎり検討を行なっておりまして、この間報告ができずにいたところであり、大変申し訳ございませんでした。

つきましては、バス会社への委託運行は安心・安全確実な運行体制を確立できるとの判断から、市所有のスクールバスを使って運行委託を行なうことといたしました。

以上でございます。

●山本委員長 午前中の質問に対しての答弁でございますけれども、よろしいですね。

はい、島田委員。

●島田委員 この委託の内容を少し詳しくお伺いしたいんですが、車検ですとかガソリン代、各種点検費用ですね。その辺も含まれているのか教えをお願いいたします。

●山本委員長 はい、教育課長。

●石原教育課長 委託の額 471 万 7 千円でございますが、この内訳について申し上げます。

まず、運転手等の人件費 327 万 1 千円。それから消耗品。これはオイル等ワックス、洗剤等いろいろございます。ブレーキオイル等でございます。これもろもろ需要費として 94 万 4 千円。さらに役務費であります。これについては保険料等でございますが 16 万 8 千円。さらに修繕料これは定期点検、車検代でございます。28 万 4 千円。それと車検に係ります税金、重量税これが 5 万円計上しております。合計 471 万 7 千円となっております。

以上であります。

●山本委員長 よろしいですか。あとはよろしいですか。スクールバスの問題。よろしいですか。

課長ね、私から一点。

直営を初め考えてそれを含めて検討した中でもって、委託するにあたってどういうところにメリットが出てきてですね、今回こう委託するように決まったのかその辺もちょっと知らせてた方がいいんじゃないかと思えますけれども。

●石原教育課長 金銭的にですか。

●山本委員長 全体総体金額でどのくらい変わるのか。

●石原教育課長 総額につきましては、委託でやった場合については今申し上げました 471 万 7 千円でございます。それから市が直接やった場合、これについては項目別で言った方がよろしいですか。

●山本委員長 できればね。

●石原教育課長 それでは項目で申し上げますが、人件費 244 万 9 千円。それから需要費 135 万 1 千円。役務費 17 万 7 千円。修繕料 32 万。公課費 6 万。それからバスの格納庫。車庫ですね。これをリースというふうにみまして 20 万。それから代替の車、バスの借上げ料これが 10 万。代替の運転手 25 万。それから日常の出発と出発の後、運行後の点検であります。定期点検 20 万 7 千円。これを全部トータルしまして 511 万 4 千円です。差し引き増減 39 万 7 千円委託の方が安いという結果になっております。

以上です。

●山本委員長 今、細部にわたって説明がありましたけど、これでご理解いただけましたか。

そういうことでもって委託に踏み切ったということでございますからご理解を賜りたいと思います。よろしいですね。はい。

では、続いての質問を受けてまいりたいと思います。

はい。高間委員。

●高間委員 この 4 月から新しい検診制度ということが始まりまして、内容的には今までの検診においてはですね、個々の病気を発見して病気別に保健指導していくということに対して、これから新しい検診制度というのはメタボリックシンドロームということに着目して、病気になる前のこの軽いうちに軽度の段階から体の状態を自分自身が知って、それに対していろいろ指導していくということで、総体的には医療費を抑えていくっていうのは、この目的っていうことに聞いておりますけれども、この新し

い検診制度ということに對しましてね、4 月からですからもう始まるんですけども、市といたしましてどのようにこの対策というか考えていらっしゃるのかちょっと教えていただきたいと思います。

●山本委員長 主幹。

●及川主幹 新しい検診制度についてなんです、従来は健康増進法に基づいて基本検診等を行なっておりました。

今般、制度が変わりまして高齢者医療確保法によりましてですね、今まで実施主体が市が責任を持ってやるということだったんですが、これからの制度の中では医療保険者がきちんと責任を持ってですね、検診制度を体制を確立するということで、その中で受診率につきましても、最終的に 60%を超えるような受診率そして予防医療の対策というような形の制度であります。

本市におきましても、健康増進法に基づきまして国保に加入されていない方は従来どおりの形で集団検診の中でやりますし、また国保に加入されている方につきましても、集団検診の中で同じように割合をですね、受診率を上げながらやるというような形、体制を整えております。

●山本委員長 よろしいですか。

はい。高間委員。

●高間委員 …… 検診率が悪かったり、指導制が思わしくなかったりしていくと、やっぱりこの後期高齢者の支援金の負担が増えたりだとか、また一人一人の保険料の値上げにもつながっていくということになるんですね。今までの夕張市のこの受診率っていうのを見ますと 15. 5%っていう本当にこの対象者から見るとね、本当に低い状況にしているなっていうことも思います。その点、今おっしゃったようにこの国の目標としては、65%までという高い 15. 5%から見たら本当に高い水準になっていくと思うんですけども、これができないとこの保険料も値上げをされる、せざるを得なくなるという状況にもありましてね、この検診の受診率を市としてどういうような対策を持ってね、この受診率

を上げていこうとしているのか、ちょっとお聞かせ願います。

●山本委員長 はい。主幹。

●及川主幹 基本的には受診意識を高めていただくために、受診券方式を取るということと、それが新年度の準備ができた段階、だいたい 7 月前後かなと思うんですが、対象となる方すべてにですね、受診券を発付してそして受診の意識を高めてもらおうと、あと各種広報等でですね、すでにもう 2 月 3 月の段階で広報の中で折り込みを入れたりですね、そういう形で特定検診という形のものの受診の勧奨を周知してきております。

これからもその辺については、努めながらやっていきたいと思っております。

●山本委員長 はい。高間委員。

●高間委員 先程の後期高齢者のそういう周知徹底っていう内容にもまた似通うところあるんですけども、やはり広報だけで書いたとしても、やっぱり高齢者になるとやっぱり文字を読んでそれを理解するということはやっぱり大変な難しさっていうのがあるんじゃないかなというふうに思うんですね。そういう意味でやっぱりきめ細かく使えるところ利用できるところはやっぱり応援していただきながら、体制をしっかりとただ受診率が悪いっていうだけでおさまらないで、やっぱりこの保険料にはね返ってくるっていう部分があるので、やっぱりその部分もしっかりと市民の方に理解された上でね、遂行していただきたいとこんなふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

●山本委員長 要望でいいですね。はい。

主幹ね、いずれにしても 15. 5%を 60 まで上げるとなれば至難の技だと思うんだけど、これかなりのペナルティかかってくるんですか。

●及川主幹 単年度でですねそこまで上げるのではなくて、5 年間の中でそういう計画を立てながらやっていくことになっております。

●山本委員長 大変だと思いますけどもがんばってください。よろしく願いします。

あとはよろしいですか。

高橋委員。

●高橋委員　先般の大綱的な部分にまたふれさしてもらうんですけども、例の露頭炭の関係なんですけれども、少しちょっとまたこの場をおかれして具体的に詰めていきたいなと思いますけれども、こないだ市長の方からご答弁いただいたとおりですね、いろいろ手続き制度の問題、これからいろいろ更新時期にむけていろいろまたあると思うんです。もちろん環境問題もそこにあるでしょうし、最終的にはやっぱり国の判断っていうのも必要になってくるでしょうし、そういういろいろな問題を抱えながらですね、現段階の考えとしては、市長としてもこの9月の更新については前向きな意向を表明されていました。こないだの答弁の中でも、市長の方からこれ市民創意ということを相当強調して、市民に十分聞き入れながらっていうことを強調されて言っていたんですけども、これ当然それはそうなんですけれども、ただやはりこの辺のですね、制度ですとか手続きの環境問題を含めて、それらの問題解決にむけたことを考えていくなれば、やはりこれは市民の声も当然大事なんだろうけれども、やはり行政としてのですね、やっぱりこれは進むべきですね。対応をしっかりと新年度体制の中でやっていかなければいけないかなと思うんです。まもなく今4月から新年度体制を迎えると。その中で9月更新と言ったらあつという間に来る中で、非常にこれ大きな問題なんでね、この辺やはり新年度の中で早急な対応が求められてくると思うんですけれども、その辺の対応策現時点でどう把握されているというか、やっていこうと思っているのかね。その辺ちょっと具体的にお示しをいただきたいなと思います。

●山本委員長　市長。

●藤倉市長　この石炭の問題、採掘権については今新聞でも国そのものが、また地方においても今のエネルギー、石油の高騰の中かから、石炭ということに関してはものすごく今注目を集めておりますね。本市としましては現在のところ、この話しも石炭

の採掘権についても、ここ半年以内にいろいろ問題が、問題というかね、脚光を浴びてくる。

それまでは、前にもお話ししましたように、夕張が石炭の埋蔵量があるんで、地域が破壊されないように、石炭を掘るということに関して環境問題もろもろあって、そういう環境問題が起きないように、市として採掘権を持つということも一つの手段だろうと。こういう範囲でありまして、財政破綻してなお且つ新事業は起こさないということですから、市が採掘をするという訳にもいきません。そんな中でこの9月に採掘権の更新ということで、そういう今言いました背景が変わってきましたよ。石炭に対する見直しもされてきてますよ。そういう状況が変わってきた中で、市の持っている採掘権を更新するということは、市にとって非常に貴重な資産、資源、権利そういうものに関わってくるので、私がお話しているのは、市民の創意というのは、市民の意見をできるだけ反映した中で、決をしていきたいと。ただ決と言っても採掘という意味じゃありませんよ。今現在できませんからね。採掘権の更新はこれはもう現段階でどうしても私はもうやらないかと。今、こういう話題があり、または将来につながる大事なときで、更新をしないというこういう方法ありませんので、私は将来のために今採掘をする。ただ、しかし具体的に石炭の採掘については、議員もご存知のように非常に難しい問題がたくさんありますから、それらを一つ一つ検討クリアーする中で将来につなげていきたいと、こう思っているところであります。

●山本委員長　高橋委員。

●高橋委員　市長のね、強い思いですとか現時点の考えっていうのは、こないだの答弁を含めて今も非常にわかるんです。ただ、私ちょっと先程も聞いたのは、一応そういう前向きな市長の発想、今考えがあるとするならば、新年度体制の中でね、これを行政としてどう進めていかなければいけないのかと。その辺のやはり市長として指示系統というのもやっぱり、どかが担当するかどうかっていうのも含めて

なんですけれども、その辺きちんとした明確なやっぱり具体性を、この予算委員会で示していただきたいなと思うんですね。まもなく新年度体制を迎えますからね。

その辺も踏まえて先程言ったように、市民市民の創意もわかるんですけれども、やはり行政として扱わなければいけない問題で、やはり逆に言うとこれ行政でなければ手続き的な制度も含めてこれなかなかでき得ない部分もあると思うんですね。その辺も踏まえて、新年度体制にむけてどういう体制づくりというか、市長として指示系統を出されていくのか、その辺ちょっと具体論として出していただきたいです。

●山本委員長 市長。

●藤倉市長 ですから今一つはね、更新手続きはいたします。それから将来にわたってこの採掘をどう対応していくのかということについては、今議員がおっしゃるように、行政の中でしかるべき担当部署でそれを検討していくと。そういうことにしていきたいと思っています。

●山本委員長 高橋委員。

●高橋委員 市長もですからってね、私もですからね、それを具体的に今あと数週間後に新年度を体制を迎える状況の中で、これをどうやっぱり市長としては指示系統を踏まえてですね、部門長会議あるいは担当をどこに配置するかも含めてですね、その辺をやっぱりきちんと明確化していかなければいけないんじゃないかと。もちろんこれは今後の中でいろいろと議会論議の中でもいろいろ出てくると思います。ですから経過うんぬんについては、委員会等の場でも活用してまた今後継続して聞いていきたいと思うんですけども、やはり現時点でね、その辺やはり予算委員会の場合でありますから、やはり新年度体制にむけた中でのその辺の具体論をやっぱり出していただかないとですね、その方針に従った部分で我々としてのやっぱり聞いていかなければいけないなという部分はあるんですね。その辺市長もそこまでちょっと追いついてないのかも知れないんだ

れども、その辺どうです。

●山本委員長 市長。

●藤倉市長 大事な意見でございますので、早急に担当部署を決めまして、今議員がおっしゃる方向で進めてまいります。

●山本委員長 今の答弁でよろしいですか。

市長ね、いずれにしても市長こないだの本会議の席でも、はっきり今の手続き公開しますって、はっきり言われましたよね。それを受けて高橋委員は9月だったですか公開時期。9月ですよね。にむけて更新やるんですから、その間の手続きとか、例えば担当部局はどこなんだという部分が、この予算会議でもって示されてしかるべきでないかっていうそういう質問だと思いますんで、そこら辺が具体的なもしなっているのであれば、例えば地域再生課が担当するのか、そこら辺をちゃんと答弁された方がいいのかと、その後何回も同じような質問になると思いますけれども。

●山本委員長 市長。

●藤倉市長 大事な問題なんで、早急に担当部門を決めてやっていきますけども、今ここで何部門がどういう方法とか言うのはまだちょっとお話しする段階までちょっと詰めてませんので、もう少々時間を頂戴したい。こう思います。

●山本委員長 高橋委員。

●高橋委員 こないだね、私質問でもさしてもらったとおり、行政だけの問題ではなくて、議会としてもこの3月議会を終えた段階で、早急にきちんとした勉強会、研究会を立ち上げて、市長も含めてですね一体となって取り組んで行かなければいけない。これは夕張のある意味再生にむけた大きな事業として我々もとらえているんですね。その中でね、やはりある程度特に9月の更新も控えている、そしてもしこれを本格的に始動させていくためには、やはり国なり道のやはり許可っていうのも必要になってくるんでしょうけども、この辺を判断材料として納得させるためには、それ相応のやっぱりきちんとした明確な、市としての方針を打ち出さないとですね、

ただ相手がやりたいからってということだけではですね、市としての判断ってということにはならないだろうし、市としてもこういうことだからぜひとも取り上げていただきたいっていうその辺の明確さを出さない限りは、これはやはり最終的には夢物語で終わってしまう可能性があると思うんですね。ですからそうさせるためには、もう既に新年度から早急に対応していかなければいけないんじゃないかと思うんですね。そういう観点でお聞きしているんですけども、今なかなかこの委員会の中ではこれ以上もう出ないと思いますから、今市長がおっしゃったとおりですね、今私も言ったそういう観点の中ですね、ちょっと具体論を早急にですね、行政としてこれはやはり仕上げていっていただきたいというか、これ市長としてもですね行政の判断の指示の中ですね、きちんとやっぱりやっていっていただきたいと、その辺強い要望も添えておきますのでお願いします。

引き続きそれと同時にですね、今回例の空知産炭地基金の基盤整備の関係で、土地公社の関係から相当多くの広い面積で取得しましたよね。その関係でいくとちょっと鉱業権にも関わってくる問題なのかもしれないんですけども、現在この夕張が48鉱区一応所有しているということで、この辺のですね、このたび市が所有したこの網にかかっているって言うのかな、その辺のちょっと整合性っていうか、その辺どの辺がわかるのか、財政的な方なのかこれ地域再生になるのか、その辺どうですかね。もし、わかればちょっとお聞きしておきたいんですけども。

●山本委員長　　今、ここで答えられますか。

主幹。

●松村総括主幹　　ただいまですね、その資料ちょっと手元にございませんで、後でお持ちしたいと思います。申し訳ございません。

●高橋委員　　これですね、今前向きにですね、露頭炭を進めていってほしいと強い要望も出したし、そして市長もそういうふうにしていきたいという考えのもと、ただ今回基盤整備の中で相当広いこの面積を市が取得した中で、逆に言うと48鉱区がどれだ

け支障が出ると言ったら変だけれども、どれだけ網がかかって、そして今回あれですね、確か定義の中では10ケ年は一切手を付けられない的なような、よっぽどの条件がない限りは手が付けられないっていうことにもなっているから、その辺のちょっと問題も絡めて考えていくと、この鉱業権の取得にも影響してくる可能性もあると、それでちょっと今この面積、今回取得した部分とこの鉱業権の48鉱区、どれだけ網かけの中でかかっている部分になっているのかなと、そういう観点でちょっとお聞きしたんで、これもしちょっとその辺がかかっているとするならば、この48鉱区中どれぐらいの範囲にわたって、このたびの取得をしたことで影響が出そうなのか、その辺ちょっと後ほどで結構ですから、資料提供含めてちょっと答弁をいただきたいと思いますので・・。

●山本委員長　　高橋委員ね、市長の再三の質問答弁についてもですね、今後前向きに検討するうちゅう段階での答弁ですから、それも含めておそらく担当課としても、おそらく鉱区がどこにかかっているまでは把握していないと思うんですよね。それも含めて後日常任委員会等でもお示しをいただいて、そこで論議ということになるのではないかと思いますけれども、どうでしょうか。今、答弁できないですよね。中身についてはまだ論議してないんだかと思うんだけれども。

はい、高橋委員。

●高橋委員　　その辺でまだ担当うんぬんもまだままならない状況でもあるんでしょうし、ただ少なくともすでに今回の発展機構の関係で、基盤整備した関係の土地を取得した部分の面積はわかりますよね。48鉱区についてもすでにもう、どことどことどこっていうのが市が所有している訳ですから、わかっていると思うんで、その辺だけでもたとえば明日でももしわかんないでしょうか。どの辺までが網にかかっているのかっていうことで。具体的なものは今、委員長言ったとおり、今後の中で担当としてどういうふうにやっていかなければいけないのか、こうだということは我々としても委員会を通じてやっていき

たいと思うんですけども。その土地の部分だけでもどんなもんかなと。

●山本委員長　総括主幹ね、48 鉱区はわかっている訳ですから、明日までその網かけする部分で、もしここにかかるよと鉱区がかかっている部分があるんであれば、それは少なくとも明日まではお示しできますよね。

それじゃ、明日で結構なんでお示しいただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

そういうことでよろしいですね。はい。

続いてありますか。

●高橋委員　じゃ、すみませんが、それは明日の部分でですね、ちょっとお示しをいただきたいと思っています。

続いてちょっとこれも市長のですね、大きな政策的な部分に絡んでくるんですけども、一応予算委員会を通じて確認をしておきたいなというものがあるんですけども、例の市民再生会議の関心の取り扱いの関係なんですね。これやはり先般もいろいろ質問も出た中で、今までの論議上の中でも、どうも市長の思いと我々議会がとらえている考えとですね、ちょっとずれているというかですね、考えの部分で相違が多少あるのかなと思うんですね。一応これはいわば私持っているのは昨年の市長の答弁の中では、あくまでも夕張のこの市民再生会議については、市民一人一人が自分たちでできることを考えて、自主的にやっていってもらおうと。さらには再答弁等の中では、担当の方だったんだけど、事務的な調整は担当の方でサポートしていきたいと、こんなような事なんです。ただ、こないだらいから市長の答弁うんぬんも聞いていてもですね、非常に市民再生会議をものすごく重要視している部分もあるし、逆に言うとこれはもちろん今までも何回か会議も継続的に行なわれてきている中で、行政としても十分事務的な部分とはいえども、絡んで今進めている状況の中で、この際やはり新年度を迎えるにあたって、再生市民会議のやっぱり今一度市長としての考えを、その辺きちんと明確にまずお聞きしておきたいなと

思いますので、ご答弁の程を。

●山本委員長　市長。

●藤倉市長　具体的な質問をしてもらいたいと、何をどういう、何をどのように。

●山本委員長　高橋委員。

●高橋委員　こないだもですね、いろいろこれ山本議員の質問、答弁の中でやり取りしましたね。その中で今までの発言の中でもそうなんですけれど、先程も言ったとおり再生市民会議の重要性、市民創意のあり方というのを、ものすごく重要として課題として市長の思いとして挙げられている。ただ、我々としては、これはこの市民再生会議のあり方という部分についての議会としての取り方については、あくまでも市民が自主的にアクションを起こされた中で、それぞれアイデアとかそういう部分を持ち寄った場だよということで、それを最終的には市政としてどういうふうに、それをどう取り上げどう生かしていくのか、また逆に言うとどこまで重要性を持ってそれらを活用させていくのかっていう部分は、非常にやはり我々とちょっと現時点でのとらえ方と市長の考えられるその部分がちょっと相違があるんじゃないかなっていう部分での質問なんですよ。

●山本委員長　市長。

●藤倉市長　高橋議員が言ってる私どもと相違があるって、ちょっと理解できないんですけども、私は申し上げているのは、夕張を再建もう一つは再生する新しい夕張づくりには、市民のみなさんの力が非常に大切でして、言葉が非常に悪いんですけども、もしかって市民のみなさんが・・・の心に依存心が非常に高いとしたならば、この新しい夕張をつくるためにはそういう依存心じゃなくて、自立しましょう、自分達が住んでいる自分達のまちを、身近な問題から自分達で解決するための提案と行動を起こしましょうと、こういう呼びかけ。ですから、再建計画は借金計画ですよ。再生計画は新しい夕張をつくる計画で、それは市民のみなさんが自立しているやってもらおう。これは非常に大切なことですので、行政としても市民のみなさんと協働で、新し

い夕張づくりいわゆる借金回収だけでなく、生きて行く計画をつくりましょう。こういう提案の中で、一つそれでは名前が適当かどうかはちょっと問題ですけどね。夕張再生市民会議というのは、名前を付けて市民のみなさんが、自分達で市を再生するとういうことでやりましょうという呼びかけに賛同してくれまして、今これも市民自身の自力によることを主としますよ。行政がこうやるんだ、ああやるんだという先鞭はとりません。市民の立ち上がってくれたみなさんに対して、行政としては協働という意味で、もろもろの事務的なこととか、それぞれその計画が遂行するために、必要なことがあればお手伝いしましょうって発足しました。一年経ちまして私は非常に自慢に思ってますのは、夕張市のみなさんが、言葉が非常に不適切ですけど、私が思った以上に大きな力となって実績を上げてくれている。

具体的には集まったその市民の団体の中で、部門別に分けて、例えば環境部門それから観光部門、福祉部門いっぱいいろいろあがってくる。これも行政が予算を組んでどうのこうのじゃなくて、孤独死を過ぎない、じゃあどうしたらいいのでしょうか。それから健康状態を見るために、これからルンルンしましょう。草刈をしましょう。花を蒔きましょう。もろもろ実際に住民の中に起こっている問題を取り上げて、たくさん的人数がだんだん増えてきますから、それじゃ部門別に分けてみよう。部門別に分けてもっと具体的な行動をしたいということで、各分科会ができた。今年はその分科会がもっと活動を大きくしまして、例えば観光部門では春・夏・秋・冬に行なう桜まつり、もみじまつり、雪まつりもろもろある。その一つが名乗りをあげると、例えばこの春の桜まつりや、そうするとその桜まつりをやるんだったらこういうことはどうでしょうか。こういうこともしたい。市民の方々が一つの提案についても、もろもろの人が集まって来ていろんな発想をする。これは大きな市民運動です。こういうことを今市民の手で行なって、行政はそれの手助け、協働している。ですから、かつてのことはよくわかりませんけれど

も行政の方がこうやるんだというメニューを出してそれに市民がついて来いじゃなくて、市民が作ったメニューに行政ができる範囲内の支援をしていくということなんで、非常に私は他の団体からも賞賛を浴びていますし、私自身も夕張の市民活動っていうのはすばらしいことだと思っておりまして、そのような今思いの中で、さらに市民活動が活発になるように支援していきたいと思っております。

●山本委員長 高橋委員。

●高橋委員 市長ですね、決して別に反対をしているとかって言うことはまず誤解のないように言っておきます。ただこの考えについては、今までもいろんな場面で論議をしてきた。今も市長もご答弁された中で、非常に再生市民会議については、それだけやはり重要性を持って取り上げている。各部門ごとに今いろいろと市民が活発的な動きもしている。それも十部わかります。ただそれをいろんな部分で生かしていくとするならば、やはり少なくともこれは行政としても側面的な部分でサポートしているとはいえども、やはり行政としてもその会議と一緒になって出ても、もちろん市長も自ら出られている訳ですから、たとえばやはり議会の中でもある程度のそういった部分の論議の場とかですかね、やはり委員会を通して報告うんぬんも含めて、していっていただく中で、我々としてもそれこそ一緒に取り組み活動ができるんじゃないかなと。たぶん市長はそれであれば議員さんも逆に会議に出てくださいよっていうことになるのかも知れないけども、我々はその部分ではそうはちょっととってないとかですかね、これは私の思いなんですけれども、他の議員さんはわからないですけども、やはりその場に我々が出ていくっていうことになる、なかなかちょっとどうなのかなという部分があるので、その辺の確認の場とかですかね、しておきたいと思うんですね。だから決してこの再生市民会議を否定するものでもないし、逆に市長がそれだけやっぱり前向きに取り上げている訳だから、これは我々としても前向きに取り組んでいっていきべきだと思いますよ。

ただ、その辺の部分がちょっと今までの論議上の中でいくと、議会と市長というかこの市民会議の論点をめぐっての部分は、すこしちょっと違いというか、その考えの部分がちょっとあるのかなという部分で今、質問させてもらったんです。

●山本委員長 はい。市長。

●藤倉市長 話を突き進めていけば、高橋議員も私の言ってることと同じじゃないかと思うんですけど、今の中でちょっと私がね、市長も出て行ってるんで市民活動が今どうなっているか、こういう行政委員会まで議会・・・いずれにしてもそういう場で報告すべきじゃないのかと、私はそれは市が先頭をきって、また市のプランによって市民が動いてるんであれば、それは行政として議員のみなさんに報告の義務、もしくはしなきゃいかん。しかしあくまでも市民が立ち上がって、自主的にやっている。それに行政が今応援している。こういう今段階です。ですからご自身が今おっしゃったけども、そういう市民会議の内容をどうなっているのかとあればお忙しいでしょうけれども、議員みずからその会議に出ていただければ、これは報告するまでもなくその内容が非常によくわかり、また感動されるんじゃないかと私はこう思います。

●山本委員長 よろしいですか。

市長ね。私もじつはこないだの質問させてもらった立場の中でもって、高橋議員も今同じ思いだと思うんだけど、市民の声が上がってきていることはすばらしいことなんだよね。ただ、市長としてのこれからの夕張をどうやってつくっていくんだっちゅうものが見えないもんだから、みんなこうやってもんもんとしているって言うのかな。気持ちはわかるんですよ。そこら辺を市長明確に、私はこの夕張市長となって、こうやってやって行きたいんだというものを出示してもらえば、それに対して市民活動もそれに乗っかってきたり、逆に言えば行政からもなげかけてみたりというものが出ると思うんだけど。その部分が見えてこないから高橋議員も今そういう質問をなさっていると思う訳ですよ。

はい、市長。

●藤倉市長 これは大事なことで、ちょっと私も話しをします。夕張を再生するために、353億円、18年で返すということだけじゃなくて、どう市民が生きて行くのか、どういうこの市の中で生きがいを感じ、やりがいを感じて行くのか。これは方法論かも知れませんが、行政がみなさんいいですか、こういうことをやりましょう。生き生き元気夕張をつくるために、観光と言えば自然観光で、春はこれ、秋はこれ、草刈もこうやりましょうともろもろもろもろ市が並べていくということもあるし、逆に市民の中に入って、市民が今いろんなことを要望しみずから立ち上がる。したら私はもっとも大事にしているのは、市民がみずから立ち上がるってこと。そういう気持ちと行動。当初、じゃあ行政は全部丸投げするのかと、市民活動について言葉もあります。今、丸投げなんていう言葉を使う人はいでになりませんが、市民の中から立ち上がってくる、市民の中から出てくるもろもろな対策、それを推進してやる。それを後押しする。それを私は夕張市をつくる。これがあるプランニングがあるぞ。市がプランを示して、このプランに従ってついて来い。さあ、行くぞ。ということも方法論でしょうけども。私は今やっと大事な芽が出てきて、あれをやりたい、これをやりたいとそう出てくるもの、同じことですけどもね。そういうもろもろ行政が言うんじゃないくて、市民が出てくるものそれを行政の方がこれを大きく芽を伸ばしてやりたい。これはたくさんある、これは連合してやっていけばと、もろもろこう見定めながら支援していく。支援というか協働していく。私はですから今行政の私がやっている目に見えないっていうのは、今いろいろもろもろやっていることを私が言うよりも、市民から出てきた方がものすごい効果が大きいですよ。そういう思いで今は市民の活動を支援・協働しながら、見定めていってる訳でありますけども。

論点がおかしいでしょうか。

●山本委員長 わかります。

私も委員長の立場でもって、これ以上申し上げませんけども。

はい、高橋委員。

●高橋委員　これは見解の相違の部分があるかも知れないです。もちろんただこないだらいいから、ちょっとお話ししているとおり、目指すものは議会も行政も市民も同じなんですね。再生夕張を願ってっていう部分は、これは誰もが今思っていることでありますから。ただ、やはりこの再生市民会議の問題もそうなんだけれども、やはり今市長も答弁されたとおりですね、最終的には市民創意、市民創意ってことをこないだらいいからそれは十分わかるんですよ。最終的には市民の声がっていうのはわかるんです。だけれどもそこに市長の明確な方針を、これ市政執行方針にもつながってくるんだけど、やっぱり市長の明確な方針というものをやはりせっかくこういう市民会議をやっているのであれば、部門ごとつくっているんですよ。その中でじゃ何々部門ではこういう部分を具体論して私は今回取り組んでいるからそれを中心にやってくださいよとか、そういう部分も含めてやっぱりやっていったら、逆にやっていったらどうかって言ったら変なんだろうけども。だけれど全体論としてはやっぱり市政執行の部分のやはり市長の具体論っていうのは、やはりまず明確に示していかない限りは、市民市民といってもそれについて行くにしてもですね、なかなか難しいんじゃないですか。その辺をこの予算委員会に通して・・・。

●山本委員長　市長。

●藤倉市長　まず一つこれは私の要望願い。

議員のみなさんに大変失礼な言い方でごめんなさいよ。でも一年たちましたから。議員のみなさんもお忙しいでしょうけども、夕張市民再生会議の場に出るということは、傍聴でもいいです。今、何をやっているのか。それをまず見てもらいたい。また、そうしますと私は思いがまた変わってくるんじゃないかと。いずれにしても私も毎月出ていますけども、本当に市民のみなさんのやっていることをまず見て

もらいたい。それからもう一つは、逆に今そんなけ市民が盛り上がってきているのに、行政としてこうこういう方針でいきます。そういうふうに打ち出すことがプラスなのか。そんなことを言うんだら市がやればいいじゃないか。市がやらないから俺達がやってるんで。今、私の方針だけでできれば市民のみなさんがやってることをまとめて、こういうことを市民のみなさんがやっている。これはいいことです。ですからこれを市の方針としてやっていきましょう。こういうことであれば話しはできるけれども。かくかくしかじかあるべき。これちょっとまたなんか市がやってるのかと。市がやるんだらやりゃいいんじゃないかと。こういうようなことにも成りかねないっていう心配をしながら、もう少し今見守っているところです。

●山本委員長　この問題ね、やはりみなさんがおっしゃってる市長とちょっと・・・。

合致点がなかなかみつかない部分もあると思いますんで、これから継続しながらですね、市長とお話しする必要があるのかなと思いますんで。

はい、角田委員。

●角田委員　今の件で若干食い違う点が見えてきたかなと思います。市長の言われるとおり市民のそういう要望も含めて活動を大事にしたいと。大事にした中で、そこで出た意見を市長はそこから吸い上げて、やっぱり行政として反映する形を作っているかなければせっかく提案したり、まちづくりとはこうだよねって言ってる話しが生きてこないと意味ないですよ。生かすためにはできることを吸い上げながら、我々委員会を通してでもこういう方針で取り組みたいということであれば、今の言う市民と市長と議会との三つの関係が成立するんでないのかなと。だからせっかく出てきた会議の内容を、市長はまあ地域再生課も含めてその場にいる訳ですから、その中でこれは大事だし早急に取り組みたいっていう内容があれば、委員会等に提案していただいて、取り組む方法を示すこともさらに再生会議の会議そのものの活性化にもつながるし、だからそういう一

定の方向を出していただければそれでいいことかなと私は思うんですけどね。

●山本委員長 はい、市長。

●藤倉市長 今、角田議員さんのまとめのお言葉、本当にそのとおりだと思います。ただ、もう少し今活動が始まって一年で、いろいろ芽が出てきてますよね。いろんな物を吸い上げて本当にこういういいことを市民再生会議でやってるんで、これは全市を挙げてやりたい。こういうこともいろいろ見極めて行きますけども、今もうれつ芽が出てきてますので、もうしばらくちょっと暫時見てもらいたい。

それから何回も言いますが、一つ一つ会議に参加されたり傍聴されたり、私の思い違いのところも是非ひとつそういう中で、議員さんが会得して教えていただければ、なおさら・・・だと思しますので、よろしくお願いいたします。

●山本委員長 よろしいですか。

市長ね、ただ最後の一言ね、みなさん言ってるのは、再生会議を否定している訳ではないですから。市民のみなさん一生懸命がんばってるのを見ている訳ですから。その大事なものを行政としてどうくみ上げるかっていうことをみんなが言ってるんであってね。それは私も質問を再三市長にお伺いしているんだけど、そこら辺もですね、これからまだまだ議論する場はありますんで、是非前向きに検討していきたいなと思いますから、よろしくお願いいたします。

よろしいですか。

はい、新山委員。

●新山委員 平和運動公園の管理についてお伺いいたします。

夕張はですね、以前からスポーツのまち夕張ということですね、いろんなそういうスポーツのですね、誘致をしている夕張市でございますけれども、18年から19年にかけての予算の中で、財政再建団体となったからといって、2,200万ほど減額の予算を組んでます。今回もまたやや100万、92万ですけども減額をしてくている。しかしながらこの公園

についてはですね、少年スポーツを中心にめろん旗杯だとか、いろんな意味でサッカーをですね、非常にグラウンドの芝がいいということと、子供にとってはですね、砂のグラウンドよりもけががないということで、夕張はすごく評判がいいんですよ。しかしながらここまでどんどんどんどん削っていきながら、そういうスポーツを誘致、じゃ今後やっていけるのかどうか。管理費がどこまで削られていくのか。今回も新聞報道によりますと、夕張市民のボランティアもそうですが、学校関係者が300人ほどですか。3月のちょっと日にち忘れましたが、4月にですね、いきなりにボランティアをする。しかしこれはあくまでもボランティアだって、毎年あるもんじゃないと思うんですよ。そういう中からいくとこのスポーツのまち夕張、4面あるサッカー場の芝を管理して、そういうスポーツの誘致をするということに、大丈夫なのかどうなのか。

どうでしょうか。

●山本委員長 はい、総括主幹。

●三浦総括主幹 議員もご承知のとおり平和運動公園につきましては、道央圏であるという立地条件の夕張市という好条件もあってですね、札幌にも近い全道からも均等な距離から来れるということで、なお且つ複数の芝の面を持っているグラウンドは、一箇所にとまっているという意味で非常に価値の高い、他の市町村には持たない施設であるということで、利用者の関係者からは貴重な場所だということで、ご利用もいただいておりますし、長らくご活用いただいている方からなんとか経費のことも含めて存続してもらいたいのがんばってくれというご支援の言葉も頂戴しているところであります。

これもご承知のとおり経費の面につきましてはですね、大きなことでは18年度から19年度にかけて、芝管理の委託料が2,400万円ほど減額されたということが、一番大きな変更点となって、昨年19年度新たに市が直営で管理運営を行なっていくということで、環境が一変しました。その中で正直申し上げましてですね、今まで芝、生き物なもんですからこれ

を管理していくというノウハウが、今までは業者さんの方に正直な話し、任せきりと言うとちょっと語弊がありますけども、一手にやっていただいていた部分のノウハウを、市の方でなかなか持ち得ていなかったという厳しい条件がありまして、19年度当初果たしてやっていけるのかどうかというちょっと不安な面も多少ございました。そんな中にはありましたけれども担当の方でも努力をいたしましたと同時に、いろんな方からのご助言をいただきながら、手探りの状態で何とか1年間やってきたところでありまして、おかげさまで芝がひどい状態になることなく、1年間運営できたのかなというふうには思っております。

経費の面のことで申し上げますが、平成19年度予算においては全体経費で6,458千円だったものが、平成20年度の予算では5,532千円、926千円ほど減額となっております。この主な内容はですね、一つは消耗品費として計上されておりました経費が647千円ほど、それから光熱水費として30万円ほど減額になっています。この計上のしかたなんですけど、19年度は秋でもう大体事業は終わってますので、19年度の事業をいったん終えた段階で、その経費を見て決算ベースで20年度予算を想定して組み込んだということで、おおむね大きなことがなければ、この経費で前年同様ぐらいのメンテナンス等はやっていけるのかなというふうに考えてございます。

●山本委員長 はい、新山委員。

●新山委員 今、課長の答弁からいくと何とかやっていけるんだろうという見通しですけども、しかしさっき申し上げましたとおりに、やはり今少年サッカーだとか中心にね、夕張はこういう施設を持って、今課長が言ったように道内でも有数の施設なんですよね。ですからあれだけのスポーツ・・大学生を含めて、年間に相当数来ているんですよ。それだけにやはり芝も傷むだろうし、管理費もかかると思うんですよね。じゃ来る人から会費をもらうのか。そうはならないだろうし、この管理をするだけの。ですから極端に言ったら2,200万あったものが、今

年540万しかないよと。はっきり言ったら。18年の予算がどうかという問題はふれないけれども、そこまで減らしてでも維持管理できるの、本当にできるんでしょうかね。そして芝って生き物だから、一回だめにしたらこれ復活させるのに何年もかかるんですよ。芝っていうのは。そうすると誘致活動が鈍ってきたり、そういう評判が落ちたらですね、やはりそういう団体も来なくなるだろう。これ夕張支援じゃなくもともと来ている団体が多数ですから。はっきり言ったら。そういう団体にそっぽをむかれたら困るんでないのかな。ですからやっぱり今の態勢のままで本当にできるのであればいいけれども。できないとするならば何かを考えてやっていかなければならないでしょう。毎年毎年こうやって減らされていった時にはどうすんのかなという問題がでてきますよね。夕張市の財政ははっきり言ったら毎年もしかしたら市税から減っていったら厳しい情勢になるかもわからない。そんな時だら遅いと思うんだよね。ですからその辺の体制が本当に組んでいけるのか、20年はこれでやれるとしたって、21年22年はやっていけるのかどうかという問題出てくると思うんです。はっきり言ったら。

その辺の見解はどうなんでしょう。

●山本委員長 新山委員ね、質問の主旨二つ受けとめれるんですよ。

一つの問題は芝管理の問題と、それと市長政策にある交流人口の関係、両方兼ねてると思いますんで、管理の面については教育委員会の方に、市長政策で交流人口を増やす、例えばサッカーのチームがたくさん来てっていう部分があれば政策の関わりだと思いますんで、市長部局の方でもって伺いたいと思いますんで。

まず初めに芝の管理、今の状況でやっていけるのかどうか。

総括主幹。

●三浦総括主幹 先ほども申し上げましたが、今年度の予算上は大きなアクシデントといいますか、例えば機械が壊れてもう全然動かなくなってしまう

とか、そういうアクシデントがなければ昨年程度のメンテナンスの作業は行なえるというふうに判断しております。それと貸し出しにあたってですね、議員おっしゃられるとおり、一たん壊してしまったものはちょっと補修費とは今の現状では望む・・はないと思いますので、貸し出しにあたっては利用者に対する注意を与えるなり、過度な使用がないように窓口でもその辺の調整を図りながら、今年度もうまく運営できるように努力してまいりたいというふうに考えてございます。

●山本委員長　今、管理状況の説明を受けました。大変厳しい中の管理だと思いますけども、政策の中でもってこれをどのように受けてですね、反映させていくつもりか、その辺も答弁の方よろしく願いいたします。

総括主幹。

●松村総括主幹　平和運動公園につきましては、市内でも残された数少ない貴重な施設だと思っております。私どもとしても例年ですねスポーツ団体、近隣町村からもかなり多くの団体が来ていると認識しています。多くの交流人口が生まれているものと思っておりますので、できるだけ活動しながらですね、維持運営に努めていきながらですね、これからも大事に使いながらですね、交流人口を増やすために大事に使っていききたいと考えております。

●山本委員長　総括主幹ね、新山議員が質問している主旨は、そういう中で予算がどんどん減ってるんだけど、その辺の考え方どうなんだっていうことを聞いてますんで、そこら辺の予算編成にあたってのお考えもありましたら、答弁したら結構だと思います。

●松村総括主幹　予算編成につきましては、ご存知のとおり大変厳しい状況にあるという中で、先ほども教育委員会の方からも話しがありましたように、維持運営につきましては工夫しながらですね、できる範囲内で今回もボランティアの手を借りたり、市民のみなさんの手を借りたというような、できるだけお金がかからないような維持運営に努めながらで

すね、今の現状を維持するということなかなたちですすね、やっていきたいというふうに。

平和運動公園というのは、一つの市の財産だと思っておりますので、この財産をですね、さきほど芝は生き物だというお話しがありましたけれども、私どももそれは認識しております。この芝を大事にしながらですね、交流人口運営に努めていきたいと考えております。

●山本委員長　はい、新山委員。

●新山委員　交流人口という言葉はですね、市長の方から市政方針で出ましたけれども、一年間通じて5月の少年メロン旗杯ですか、32チーム出ていますよね。少なくとも2,000人ぐらいだと思うんですが、年間通してあの平和運動公園に集まるスポーツ中心にね、いろいろイベントやりますけれども、どのくらい年間集まってくるんですか。

●山本委員長　これはどちらの方ですか。

●三浦総括主幹　私がお答えします。

19年度の利用実績の結論を申し上げますけれども、利用件数延べ120件ございまして、利用者というのを来場者数というかたちで人数をとらまえておるんですが、35,476人の実績がございまして、ただこの中で例えば何人が宿泊しているのかとかいう具体的な数字になりますと、ちょっとおさえてるのがございませんで、推測するしかないような状態でございます。

●山本委員長　はい、新山委員。

●新山委員　3万5千人ということになると、夕張の観光含めた中でも相当な人数が入って来てますよね。それだけの価値があるという施設だと思うんです。ですから市長が言ってるように、人が集まる所は市が立って、市が立つ所にはお金が動くんだということからいうと、やはりこのまんまどんどん予算を減らしていったいいいのかどうか。

3万5千が4万になるかもわかんない。そのためにもやはり芝の管理とか、そういう運営がですね、きちんとされないと減る可能性が高くなってくる。ですからやはりそういう大きな財産、本当に道内で

も有数のサッカー場ですから、その維持について今人口のこの来場者の3万5千ということからいって、市長その辺将来どういうふうに扱っていこうと思っていますか。

●山本委員長　はい、市長。

●藤倉市長　お答えします。

非常に今これは難しいというか、大変な状況考えなきゃいけない状況にきておりますのでお話ししますと、今言いましたように交流人口を増やしたい。少年サッカースポーツをはじめ、夕張のこれだけの施設を持っているので、今3万何千名。これをもっともっと増やしていきたい。これは交流人口を増やすためにどうしてもやりたい。反面あの施設を管理する予算というのは、これもどういう状況にあるのか。今、財政再建下の中で、今議員が言いますように、ただただこれだけ3万人以上集まるものを減らせばってということはいずれどうなるんだと。もともともなくなっちゃう。おっしゃるとおりで。ですから私は交流人口を増やすということを前提に、この公園管理を交流人口のその運動場管理をどうするか。そして予算は今回担当の方と話しをしますけども、今年度の組んだ予算でなんとかやっていける、もしくはなんとかやっていこうと、そういう今意思が出てますんで、これはもう来年も再来年も。もっと言いますと、交流人口を増やしたいって言うその前に、来てくれる状況を万全にしておかなきゃ客はこないのだと。だから公園管理を維持する。これを第一条件。そしてそれができて客を呼ぶと。こういうことの方針は大事なことで、それにそった予算組みをやっていかなきゃならんと。このように思っています。

●山本委員長　よろしいですか。十分納得いかないかもわからないけども、苦しい情勢の中でね、両方とも頑張ってくれているということだけは理解できたんじゃないかと思えますんで、特に管理している教育委員会の方も大変だと思いますけど、よろしくお願ひしたいなと思います。

はい、正木委員。

●正木委員　今年3月2日にプール壊れましたよね。その中でもってですね、変更計画は年2回、3月9月というお話しがございますが、国なり道のお願ひは教育長はじめ市長さんもされていることはよく知っておりますが、これからのプールの方向についてちょっとできましたら説明をお願いします。

●山本委員長　教育長。

●小林教育長　正木議員の質問にお答えいたします。3月2日大変思いも寄らなかったかたちで、温水プールの屋根が崩落するということが起こりました。私どもとしましては市長の指示もありまして、早急に現状の把握とですね、方法をすべきというようなことから、3月10日というふうに思いますが、道の方に市長共ども行っただけで、今後の調査、現状把握そして今後どうしようかなかたちだとその対応ができていくのかと、そういったようなこととお話しをしてきたところであります。

現在、調査の結果が近々出るかと思えます。その調査結果を受けながらですね、学校の方の授業も7月から計画では入っていくというかたちになってまいりますんで、早急な結論と言いますか方向性を明らかにしなければならぬだろうというふうに思っておりますので、遅くとも4月中までには明らかにしていかなければならないんじゃないかというふうに思っております。

教育委員会としては本会議でも私の方から答弁しましたように、子供のそういったような教育課程に組まれた授業等もありますんで、なんとかいいかたちでですね、子供達の授業が保障できるように努力をしていきたいというふうに思います。まだ、調査の結果が出ておりませんので、出しだい早急な内部検討を行なっていくというふうに思っております。

以上です。

●山本委員長　正木委員、その前にもうちょっとね。今、教育委員会からの答弁いただきましたけども、プールの再建計画については地域再生課も絡んでくるので、その辺地域再生課の方でお考えあったらお示しいただきたいなと。

はい。

●畑山地域再生推進室長　今の教育長の発言を受けましてということもありますけれども、夏場の親水機会を確保していくということをどうしていくかというタイミングと、それから予算をいかに執行していくか、それから再建計画の変更の時期、そういったものもろもろ踏まえてということであるんですけれども、ある程度早めに方向を示してこの夏どうしていくか、そのための財源をどういうふうにしていくかということも含めてですね、早急な検討をしていきたいというふうに考えております。

●山本委員長　はい、正木委員。

●正木委員　水泳の時期の7月という時期も迫っておりますので、早急にいい答えを出していただくようよろしくお願いいたします。要望で。

●山本委員長　要望ね、はい。

はい、新山委員。

●新山委員　このプールの問題ですけどもね、あすこの屋根を撤去修理したときにですね、おそらく続きの方も全部だめだと思うんですよ。わかりません。ただし今それらばかり問題にしているようなんですけれども、もし万が一予算付けとかなんかできない場合については、今ある既存の学校にプールありますよね。そういう活用方法は全然考えていないんでしょうか。

●山本委員長　教育長。

●小林教育長　今、新山議員がおっしゃったようにですね、詳しくはいろんなパターンがあります。したがって今おっしゃったような市内の学校プールについては、廃止という状況でありますけれども、その活用についてもあわせて調査結果が出た段階で検討はしていくということになっておりますので、私どもとしては幾つかのケースは想定しながら、頭に入れながらですね、その調査結果を待ちたいというふうに思ってます。

●山本委員長　いずれにしてもこの問題ですね、直すにしても再建計画の変更かかってきますんで、9月に見直し時期になります。それじゃ間に合いま

るので、6月の段階でもってですね、補正なり組みながらですね、先ほど市長も言っていましたけれども、早急に検討するということでございますから、そこら辺もお含みおきいただいて、ご理解を賜りたいなと思います。よろしくお願いいたします。

あとはよろしいですか。

はい、角田委員。

●角田委員　それでは地域活性化の動きの中で、私3月で大綱的質問させていただいた中に、統廃合のあとの学校だった施設の再利用、利用計画についてということでお伺いしていると思います。

現状においては各学校においてはそれぞれ補助金なり、起債の償還が終わってないだとか、いろんな縛りがあるという中でのお話しもありますし、地域再生目的であればいろんな意味合いでの縛りについては、勘案する方向にあるという現状報告もなされております。このたび幌南小中学校の廃校も含めてですね、これからさらに廃校がでるということも頭に入れた場合に、議会の場でも申し上げた訳ですが、休止施設休めば休むほど復活には大変な時間と費用が要すると。できれば生きたままリレーのかたちでつないでいくのが、本来であればそこを活用する方々にとっては大変いい話しになる。この辺について、例えば企業誘致に関しても商店街の空き店舗等の利用を含めた、今企業誘致もやっております。そんな中でこの学校だった施設を、企業誘致の観点で地域再生の観点で、夕張市が特区というのか特別な配慮のもとに活用していかなければ、活用しない施設はいずれ本市が壊さなければいけない。使ってもらえてお金が生むはずの施設が、使わないことによって最終的に処分する解体費用まで、自分のまちで負担しなければいけない状態を招いてしまう。こういうことも含めれば、いち早く使用者を見つけて活用してもらうことが大事と思うのですが、この辺の取り組みについて、前半は大綱的だったものですから、今年度の取り組みとしてどのような方向があるのか教えていただきたいですけど。

●山本委員長　総括主幹。

●松村総括主幹 地域再生計画なんですけれども、先日の大綱で質問あつてご答弁したところなんですけれども、現行の地域再生計画におきましては、具体の案件が出た際にですね、再生計画を作つて認定を受けるということになっております。今、ご質問があつた件につきましては、まだ具体の案件が出る前にですね、活用ということなんですけれども、現行法の中では個別の案件が出る前に指定を受けるといふことにはなりませんので、お話しがあつたとおり時間が経たないで活用するというのは、最も生きた活用になるというのはご指摘のとおりだと思うんですけれども、現行法の中では個別にどのような活用をするのか、それによって法の緩和する条件がまた変わってくるものですから、ですから具体的にですねどのような具体的な活用方法になるのか、民間企業になるのか公的施設になるのか、それによってその緩和する条件が変わってくるものですから、それが具体に出てからですね、今のところ現状においてはその地域再生計画の策定ということになってまいります。そういうことになっておりますので、現行においてはそのような段取りということをお願いしたいと思います。

●山本委員長 はい、角田委員。ちょっと待ってくださいね。補足ありますか。

はい、市長。

●藤倉市長 今、私が持っているのは、学校がどんどん空いていく、廃校になっていく。夕張の活用の仕方によっては財産でしょ。それから今の残高を償還する方法も緩和されてきている。こんないい条件下の中で、待ちではなくて待ってるんじゃないくて、夕張にはこういう学校が閉校したのがありますよと。これ使いませんか。こういうやっぱり情報発信をね。また学校を借りてやろうという人はもう自分で調べているいろいろ。夕張へ来て学校空いてませんか、借りませんか、という人もいるし。または今の法律が規制緩和されてこういうふうに使え学校はないだろうかと。夕張こういうのある。じゃそれは使わしてもらいたいとかね。ですから私今、ちょっと内々

の話しでちょっと申し訳ないですけれども、積極的な情報発信に他にしなければ、待ちじゃいつまで待っててもそういう積極性もある面ではやってはいかと。

そう私は思いますんで、そういうふうに指示をします。

●山本委員長 はい、角田委員。

●角田委員 市長のおっしゃられるとおりで本当に期待します。確かに現行法上ではという担当とすれば当然の説明かと思うんですが、夕張はこういう特殊事情にあり、特に再生的な活用については絶対に必要な施設であるということを前提にすれば、現行法の法の縛りを夕張として特区、特別な扱いとしてでも是非それは政治的な判断であり、いろんな判断でもいいですから、結果としてあの建物あれだけの大きくて、しかも鉄筋で50年からも持つ建物をどういうかたちであれ活用できるとなれば、それは多くの人を雇い入れるだけの企業がそこに現れる可能性も高いですし、いろんな意味合いで可能性が広がっていくという意味合いでは、今市長がご答弁いただいた内容に沿って是非今年度の中で、もろもろの規制、縛りの中において、夕張市としての基本的な姿勢をしっかりと示して、理解を得るように頑張っていたきたいと。これはお願いになりますけれども、是非よろしく願いいたします。

●山本委員長 要望、お願いでよろしいですね。

市長いずれにしましてもですね、こないだの本会議の中でもって、市長、角田議員の質問に対して答弁している話しですから、担当課とよくまだ今のお話しを聞いてた限りでは、打ち合わせがよくできてないような感じも受けますんで、これ市長も今指示入れるという話しですから、いずれにしても大丈夫だと思いますから、発信するということは大事だと思いますんで、その市長の思いを是非反映させれるようにお願いしたいなと思います。

そういうことでよろしいですね。

ほかに、伝里委員。

●伝里委員 私はちょっとこれ要望になるかと思

いますが、昨年外国資本の方が夕張に視察に来た。観光の関係で。その後どうなっているのかまったくわからないんですけども、それを聞いてですね、私先日ひらふ地区にモデルケースとしてちょっと見に行ってきました。そこでいろいろとその昔からいる地元の方のお話を聞いたりしてですね、ひらふ地区では行政とそのひらふ地区との観光に対する思いの温度差やら、外国資本の投資目的の土地の売買などで、コミュニティが崩壊したりという問題点を聞いてきました。

一番夕張ではそういう問題はこれは起きないだろうなと、これはチャンスじゃないかと思ったんですよ。それでせっかく見にきていただいた外国資本に対してですね、今もありましたとおり情報の発信、それからいろいろな法的な整備とかもあるでしょうが、それについて取り組むのかどうか。これは非常に大きなチャンスだと思うんですよ。夕張市が持っている土地の有効活用それと地域振興。そういうことを考えると積極的に取り組んでいかなきゃならない問題だと思います。その辺ですね、いろいろな問題の整備などをどのように考えているのかまずお聞きしたいと思います。

よろしくお願いします。

●山本委員長 伝里議員ね、見にきたその状況も一緒に聞いた方がいいですね。どうなっているかね。

答弁は再生課ですか。

総括主幹ですね、はい。

●熊谷総括主幹 伝里議員の質問にお答えいたします。

たぶんおっしゃってらっしゃるのは、夕張中学校のグラウンドの土地の関係だと思うんですけども、それに関しては別にやめたというような状況ではございません。雪が解けてから測量に入りたいので、見にくるという約束になっておりまして、逐次連絡も取ってございます。

発信をということになりますと、まだ私どもでやっているその発信に関しては、非常に外から評価されているような発信の状況ではないのかと思います。

今一応考えておりますのは、市内にはそういう遊休の土地がたくさんありますので、リゾートの近くにも当然市有財産ございます。それをどうしていこうかということは当然考えているんですけども、今大枠で考えているのは、ご支援していただいております東京リバブルが、土地の実勢価格の把握をやってくれてございます。私どもの少ない人数でこの中から発信をしていく、もちろん今もしてるんですけども、この弱い力の中で発信していくよりも、その大きな土地、たくさんの土地がある中からトータルで発信することができるかもしれないということでご支援を今いただいておりますので、実際には4月から5月にかけてその結果がこちらの方にご支援というかたちなんですけども、どういうふうな売り方があるのか売り込み方があるのかということで、情報をこちらの方に提供していただけることになっておりますので、それももちろん議員のみなさんにも公表いたしながら、市民の方とももちろん協議いたしまして、どういう方向で夕張市の土地を活用していくのが一番いいのかという道を探って参りたいと考えております。

●山本委員長 今、そっちの方の人はわかりましたね。再生に関わる活用の方法については、地域再生課になりますか。

はい、室長。

●畑山地域再生推進室長 遊休施設等々いろんな施設を抱えておるという夕張市でございます。先ほど市長からも情報発信ということで、確かにいろんな施設があるよと言っても知らなければ誰も手を伸ばしてこないということですんで、知れば何か言ってくるということになりますから、まちのしせいという前に知らせるということは確かにあるんだろうということで、今後考えていきたいという中でですね、一つにはいろんな施設、遊休財産をですね、いかに有効活用していくかということで、大綱質問の中でも回答の中で市長からの答弁もあったとおりですね、組織横断的な今は例えば税財部門で普通財産を管理している。それからそれをどう地域再生計画に

結びつけるか。それから学校施設というのが非常に
その中でウェートを占めているということで、いろ
いろ庁内横断的な問題にもなってきますんで、そう
いったものをですね、ある程度集まって連携取れる
ような庁内での枠組みを作ってですね、随時今後進
めていきたいと。その中で今話しがあつたですね、
例えば東京リバブルといった民間のその発信力を活
用していくというようなことなどですね、いろんな
ことをまた考えていければというふうに考えており
ます。

●山本委員長 先ほどの角田議員のですね質問に
も一緒にお答えいただきました。

はい、伝里委員。

●伝里委員 ひらふを見てきて思ったことはです
ね、夕張のスキー場というのは千歳からも非常に近
いと。ひらふはあんなに遠いのになんであんなに逆
に行くのかなっていう疑問が出ます。夕張市が持つ
ている土地ですね、まだ広い土地に何軒かしかなん
でないような場所があつて、それをコンパクト化集
約ができれば、その土地そのまんまそのいい別荘地
とかになるなど。食いついてくるなっていう感じが
非常にしましたので、発信ということをあまりお金
をかけないでですね、できることだと思うんで、是
非取り組んでいただきたいと思います。

よろしくお願いします。

要望です。

●山本委員長 要望でいいですね、はい。

はい、新山委員。

●新山委員 今、国会で盛んに議論してます道路
特定財源の問題でちょっとお聞きしたいんですが、
夕張にはですね、道路特定財源として5,600万円ほ
ど入ってくるんじゃないかということですけども、
もしこれが廃止になった場合について、夕張に与え
る影響というのはどこにどう出てくるのか、ちょっ
とお知らせ願いたいと思います。

●山本委員長 これは不確定事実なので、はっき
りしたことは言えないと思いますけれども、一応懸
念される部分なんで、考えがあればお示しいただき

たいと思います。

はい、室長。

●畑山地域再生推進室長 ガソリン税関係ですね。

道路特定財源で暫定税率の上乗せ分ということで、
それを過去平成18年度ないし17年度の決算ベース
でいくと、5千数百万円程度にやっぴりなるだろう
というのが北海道庁の方の試算で出ております。

これが廃止になればということで、あくまでこれ
過程の話しでなかなかそれはなんとも言えないとこ
ろあるんですが、当然道路特定財源ですから、道路
の維持補修、除雪もろもろそういったものにですね、
使うということになりますんで、例えば除雪であれ
ば当面4月以降であれば、冬場ということにはなっ
てくるんですが、もしずっとそれがこう続くんで
あれば、その部分をどうしていくかという問題は出
てくるのかなと。ただ当面それをどういうふうに措
置していくかということもろもろについては、国
の方でこれはもう夕張市だけの問題ではないので、ど
ういうようなかたちで地方の円滑な予算執行をして
いくかというようなことはこの前も知事会等です
ね、国に要望したとおりその地方が一体となって働
きかけをしつつ、一定の国でのご議論を踏まえてで
すね、また国全体の中で地方制度を考えていくと、
それに夕張市も乗っていくということでですね、考
えていけばいいのかなというふうに考えています。

●山本委員長 いいですか。不確定事実でまだつ
められる部分はあるけれど、いずれにしても大変心
配される部分なんで、慎重に見守っていきいたいな
と思います。

はい、高橋委員。

●高橋委員 ふるさと市町村圏組合の関係なんで
すけれども、基金の関係ね。

平成19年度については当初計画にも盛り込まれて
いたんですけども、残念ながら取り崩しはできな
かったということで、計画にも多少支障がでたと。
一応これ過去の委員会の中でも基金の経過について、
また今後の考えていう点では委員会の中でもお示
しをいただいているんですけども、その時に平成

20 年度においてもですね、この辺はこの基金を活用した部分にむけて、なんとか取り崩しを含めてやっていきたいというお答えいただいていたはずなんですけれども、それで今新年度を迎えるにあたり、この辺の活用をさせるためのですね、具体案というのは担当部局としてはどういうふうにこの辺をお考えなのか。この具体論ですね。取り崩しをさせるための。

●山本委員長 総括主幹

●松村総括主幹 今、高橋議員の質問にお答えします。以前にも理事会の結果についてお答えしていたと思うんですけれども、以前の理事会において基金の取り崩しについては認められなかったということでご報告しているところなんですけれども、その時に出された意見としましては、基金の運用益を活用して一定程度の夕張の支援を検討していきたいということになっております。現在ですね、その運用益の活用方法について検討しているところであります。活用方法の案としましては、その運用益をですね、補助金的なかたちでですね、一定程度夕張市に対して運用益の範囲内で補助できないか。額的なものとかそういったものはまだ決まっていないんですけれども、そういった案が今出ているところです。その辺についてはですね、制度的なものですとか、補助対象の事業ですとか、そういったものはまだ詰まっておりません。それで今後また事務的に集まってですね、詰めていく事になっております。今のところ案としてはその案が一つ出ておりまして、今後詰めていく事になっております。

以上でございます。

●山本委員長 いいですか。

はい、高橋委員。

●高橋委員 これですね、具体的な目的活用方法については、今後詰めていくということなんですけれども、一応活用方法について具体化されてきた場合ですね、早いうちに申請といいましょうか、そういったものも当然必要になってくると考えられますし、この辺の理事会においてのですね、やはり市として

の方向性っていうか、いつの段階ではっきりさせなきゃいけないのか、逆に言うといつぐらいにこの申請を出すことがいいのかっていうことを、きちんと新年度体制を迎えるにあたっては、その段階である程度早急な対応が求められるんじゃないかなと思うんです。いついつっていうことになると思います。いついつごろまでに示さなきゃいけないのかというのは、これは市町村圏組合の方での召集の関係がありますから、我々も一概に言えませんが。ただその辺やはり具体論をそろそろやっぱり示していって、少なくとも 19 年度ベースで考えたときに、計画性に盛り込んでいたものが結果的には残念な結果に終わったのが事実ですからね。その辺の反省も踏まえたときに、やはり市としての明確なビジョンなり、前向きな方向性を示すということがこの活用性に向けたですね、取り崩しに向けた大きなやっぱりポイントになるんじゃないかなと思うんですけれどもね。

そのあたりどんなものでしょうね。新年度に向けて今の段階では、先ほど課長説明されたとおりの程度のなかも知れないんですけど、まあ、これ要望としておきます。今後の委員会も控えていますから、その中である程度お聞きしていきながらまたこの目的活用についてはですね、お示しいただければと思いますので、これ要望としておきますのでお願いします。

●山本委員長 要望でよろしいですね。

●高橋委員 はい。それとですね、引き続きちょっとこれ職員問題の部分で、消防の方の関係ちょっとお聞きしておきたいんですけれども、今最低 38 名体制の維持ということになっているんですけれども、これも昨年来から大きく消防の職員問題については、なんとか 10 月の段階でも新規採用を含めて行ったという経過も踏まえて、今この 38 名体制の維持という現状はどういうふうになっているのか、その辺逆に新年度に何か影響を及ぼすような体制づくり、何か支障が出てないのか、その辺をちょっとまずお聞きしておきたいと思います。

●山本委員長 はい、消防次長

●鷺見消防次長 ただ今の高橋議員のご質問にお答えします。

消防体制につきまして、今年度の経過報告と4月以降の体制についてご報告いたします。

消防職員につきましては、19年度当初38名体制でスタートいたしました。その後10月までに6人が退職。6人を新規採用したところでございますが、12月末に1人退職したため、1月に1人採用。さらに今月末にはですね、2名の退職が決定いたしました。このことにより順次10月の採用の登録者の中から採用する予定でありましたが、12月以降合計で3人の退職者のうち、2名が救急救命士という有資格者でありますことから、1人につきましては登録者から、もう1人につきましては救急救命士の資格取得者を4月1日から応募する予定でございます。

しかしながらこの状況下の中、応募者がいない場合も想定されますことから、総体的に救命士が足りないこともあり、本会議で山本議員のご質問にもありましたように、内部養成につきましても検討してまいりたいと考えているところでございます。

また、資格取得や研修にかかる消防学校派遣中の人員減の体制につきましては、今いる職員に十分お願いをしながら公休の引き上げ等を協力を仰ぎながら体制の補充をしてまいりたいと考えておりますが、非常にデリケートな状況でもございますことから、慎重にそして十分コミュニケーションを取りながら進めてまいりたいと考えております。

いずれにしても、この厳しい状況が続くことが予想されますので、救急救命士内部養成経費や新たに発生します消防職員の減の体制補充の人件費につきましては、担当部局の地域再生室などとも協議しながら、市政執行方針の根幹であります市民の安心・安全を確保してまいりたいと思っております。

●山本委員長 はい、高橋委員。

●高橋委員 今、次長の方からも回答あったとおりですね、救急救命士の資格取得者を4月から新規で応募1名かけたいというお考えなんですけれども、

この話しちょっと僕も聞いていたんですが、今もおっしゃられたとおり現在の夕張の状況なりそのもろもろの状況下を考えたときに、この応募を仮にしたときにもはたしていかなものかっていう部分も今おっしゃったとおりと、あと仮に応募して職員採用ができたとしても、この救急救命士を育成させるために一定程度の時間もかかってきますわね。そうすると、その空白期間というのがある程度でできますから、その辺の対応ということももちろん今からというかですね、その辺の対応面もきちんと考えておかなければですね、最終的にはやっぱり救急体制のありかたの部分でですね、一番重要な件になってきますんで、その辺どうお考えですかね。

●山本委員長 次長。

●鷺見消防次長 応募者がいない場合につきましてはですね、やはり内部養成今いる職員の中から、救命士の養成を早急にしてまいらなければならないとは考えております。

●山本委員長 はい、高橋委員。

●高橋委員 今、育成までにかかる時間の関係もそうですし、あるいは人件費なり経費の問題も地域再生なりとも協議をしていかなきゃいけないっていう回答でたんですけど、この辺市部局の方として地域再生の方、その辺のすでに協議されているのかどうかあれなんですけど、早急な対応が必要なんだと思うんだけど、この辺の経費的な部分含めて当然これはある程度予算的な部分では反映される問題ですよ。

その辺ちょっとお答えしていただきたい。

●山本委員長 地域再生室でよろしいですか。

はい、室長。

●畑山地域再生推進室長 20年度の予算です、その消防の資格それから救命士の資格ということで、一定の予算措置を講じてはおりますけれども、これを超えたようなかたちで、今お話しあったような状況に立ちたった場合にはですね、救命士が実際にどの程度どういった体制で何人必要か。現状としてそれでは足りないということで、内部から養成せ

ざるを得ないというようなことをですね、消防部局とも協議したうえで、では本当に必要であればどういったかたちで要請していくかということで、例えば他の学校の機関等にもですね、協力を求めていく中で、いかんともしがたいところっていうのは当然これは消防の体制そのものの問題にもなってきますんで、一定の対応をちょっと考えていきたいというふうに思っております。

●山本委員長　よろしいですか。ほかにございませんか。

はい、新山委員。

●新山委員　除雪機の購入についてちょっとお伺いしたいんですが、除雪ボランティアの方に貸し出すために4台購入ということでございますけれども、この除雪機のですね、維持管理はですね、どこでとりおこなうのかお聞きしたいんですが。

●山本委員長　総括主幹。

●松村総括主幹　これはですね、4台購入する予定でして、2台は市の庁舎に置く予定でして、残り2台は南支所に置く予定でおります。

●山本委員長　はい、新山委員。

●新山委員　これ貸し出しですからね、ボランティアの方々に。ということはこのものの整備だとか、それから運搬ありますよね。貸し出す場所にまでの。そういうものについては、借りの方が全部負担するのか、貸す方が負担するのか。またこれ壊れた場合についてメンテナンスを誰がするのか。

この辺はどうでしょう。

●山本委員長　維持管理の関係ね。

はい、総括主幹。

●松村総括主幹　貸し出しのイメージとしましては、軽トラで運べるような大きさの物でして、できましたらこれは町内会館単位でイメージしてますけれども、それぞれ借りる側でですね、持って行って使っていただくというのをイメージしております。それで壊れた場合なんですけれども、その壊れかたにもよるんでしょうけれども、小破の場合はですね、それぞれ使った側でですね、お願いできればと思っ

ております。ただ壊れたその度合いにもよるんですけれども、ほんとの大破というのはちょっと考えていないんですけれども、これはその度合いによってまた考えていかなければならないんだらうと思っております。

まだ物も来ておりませんので、その辺の規約等については作らなければならないと思っております、その時にですね、その辺についても規約等に盛り込んでいきたいと思っております。

●山本委員長　はい、新山委員。

●新山委員　こういう機械類というのは消耗する部品もあるだろうし、それから壊れるっていうのも10時間で壊れるか20時間で壊れるかわかりませんが、いろんなパターンあるんですよね。何人にも貸し出しますよね。各町内会に。たまたま自分の所にきたら壊れたと。こういう場合も当然ありますよね。機械ですから。ですからその管理についてはそういう不公平だとか、お互いにそうならないような態勢をとらないとまずいんだらうと。それと今軽トラックと言いましたが、団体的に軽トラックなかったりね。ありますよね。そういう場合についても。ですからその辺の態勢がきしっとね、今機械きてから考えるっていいましたが、この次冬まで時間ありますから、そういうもろもろ含めて市民が借りやすいように、そして市民間でトラブルのないようなかたちの中で取り扱ってほしいと。これは要望としておきます。

●山本委員長　要望でいいですね。

はい、伝里委員。関連ですね。

●伝里委員　今年何回か除雪ボランティアに参加しましたが、大変危険なことがよくわかりました。除雪機を使うとなればですね、除雪機の前で雪を除雪機に入るようにするとかっていう作業があるんで、ボランティアでやる場合はボランティア保険入っていると思いますが、この辺の徹底をですね、是非規約の中に入れていただきたいと。

けがない、事故のないよう指導をしていただきたいと思います。

要望です。

●山本委員長 要望ね。はい。大事なことであります。ほかにございますか。

はい、高橋委員。

●高橋委員 これは総務になろうかと思うんですけれども、以前再建団体表明意向の中でね、その時に職員の大幅な減等々とも予想される中でということで、当時地域相談員制度というものを考えの一つとして市が打ち出した経過があったと思うんですね。その後ですね、いろいろと特に1年間の状況の中を考えますと、財政再建にまつわる関係でさまざまな諸課題、難題があったから、そこまで手回っていないと言われたらそれまでだったんですけれども、一応財政再建表明意向の中でこういった制度を打ち出した経過があったんで、その辺行政としてその後の取り扱いといいましょうか、その後何も進んでいないのか進んでいないと思うんですけれども、その辺のまず経過をちょっと示していただきたいと思います。

●山本委員長 はい、課長。

●天野総務課長 多分、地域担当員制度だったと思われるんですが、その制度自体も残っております。地域に住んでおられる方の申請等があれば、それなりに担当の方でそれを引き継いで申請して代行するという制度は残っております。

ただ、担当員となると現在の今の職員体制ではちょっと非常に難しい状況で、ずっと検討事項になっております。今後もこの職員体制でどういうふうに対応するか、内部の方でまたこの制度自体もどういうふうにするか、検討したいと思っております。

●山本委員長 はい、どうぞ。

●高橋委員 たしか高齢者や障がい者を中心として、例えば本町の方まで住民票とかそういったいろんな物を取りに来れないうんぬんの関係でいって、逆に行政の方から出向いて代わりにそういう部分を働いていただくと。そんなような部分で今言われたとおり、一部そういう部分では活用されているようではありますけれども、この辺の制度自体は今後さ

まざまな部分で、市長もよく言う市民創意の中ですね、それこそ市民が芽生え始めてきて、いろいろとこの1年の中でも各旧連絡所の部分については、今地域でそれぞれ頑張られて活用されているうんぬんの取り組みもされてますし、ただこの制度は制度として過去にやはり行政として一応打ち出した経過がありますんで、その辺もし今後の中ですね、最大限活用していくんであればですね、新年度の中で生かすなり、そういう部分の対応を求めていると思いますのでお願いしたいと思います。

●山本委員長 要望でよろしいですね。

あとはよろしいですか。

はい、島田委員。

●島田委員 住宅建築基準法の改正によるものなのか、その辺ははっきりした法はわからないんですが、個人住宅で火災報知器の設置が平成23年6月1日までとなっておりますが、市営住宅または賃貸住宅に対して、設置義務は市側にあるのかその辺をお聞かせください。

●山本委員長 主幹。

●千葉主幹 島田議員のご質問にお答えいたします。火災報知器の設置については、消防法の方で火災警報機の設置基準が、平成3年度から部屋数に応じて設置の義務規定が今改正されたんですけれども、市営住宅それから管理する関係上道営住宅これらの設置についてはですね、以前から検討を進めておまして、いままでの経過の中で委員会等にご報告があったと思うんですが、当初はですね、こういう再建計画前の状況においては、いろいろな補助金制度を活用しながら、市がある程度負担をして設置していくという方向でお話しをしていたところでありますが、現状においてはいろいろ財政上の問題ですとか、設置箇所の検討の問題ですとかそういうものをですね、いろんな状況で踏まえて現段階については、財政課当局とも協議中の状況にあります。

●山本委員長 この問題は、財政再建計画ねる前の建設常任委員会でもかかった問題で、その計画途中でもって再建計画になったということで、今財政

当局と今協議中だという答弁をいただきましたけれども。

はい、新山委員。

関連でいいですか。島田委員いいですか。

島田委員、いいですよ。

再質問ですか。

はい、島田委員。

●島田委員 検討中ということなんですが、どの辺を目途に検討を終了していく予定なんでしょうか。

●山本委員長 はい、関連。

新山委員。

●新山委員 いろんな情報の中で出てきますけれども、指定の業者でない方々が回ってきてですね、トラブルを起こしているんですよね。ですから市営住宅がまだ決まっていないうとするならば、通知をして業者には一切応じるなど。もし応じたときにはですね、個人負担になりますから。はっきり言ったら。そうってからまた違う問題が起きますんで、検討中というものを市民に知らしめておいて、市から指示なければ一切そういうの買わないでくれという通達をですね、どっかで示しておかないといろんな業者入ってきますから。その辺も徹底してもらいたいと思います。

●山本委員長 ただいまの新山委員のね。今の要望です。市民周知をちゃんとしておきなさいということがまず第一ね。それと島田委員のいつ頃にそれを見せるかという部分で答弁をお願いします。

はい、主幹。

●千葉主幹 まず、いつ頃までに示せるかという問題についてなんですけれども、今年度中に協議を進めまして、当初からこの設置については地域住宅交付金の活用をしながらということで考えがございましたので、今年度中に実際に市の負担の分どこまで、例えば市が負担とするならばどこまでのものを負担するのか、あと入居者の皆様方に関しては、どこまで入居者設置の部分求めていくのかとか、そういう具体的なことをお示しできるように協議してまいりたいと思います。

それから新山議員さんからご指摘があった事項については、実はですね、去年おとしからそういう設置義務のお話しがいろいろな報道機関から出たときにですね、実際に市内の公営住宅の方々からそういう業者がセールスに歩いていると。そういう情報も多々ありまして、それについては住宅課の方で入居者の方ですね、取り急ぎセールスの話を聞いてすることのないようにということで、各戸ビラ配布を行いまして、そういうことに周知をするようにした経過がございます。今後もですね、市の方針を早く固めまして入居者の方にですね、お知らせして対応していくようにしたいと思っております。

●山本委員長 よろしいですか。

その前にちょっと待ってくださいね。

主幹ね、例えば市営住宅でもって、市として設置義務があるんですか、この問題。市としてやらなきゃいけないという義務があるんですか。そこら辺の答弁。それがはっきりしなかったら、どっちに義務があるかという問題があるんでないかと・・・。

はい、どうぞ、主幹。

●千葉主幹 その点につきましては、明確に管理者が設置するという規定はないということで把握しております。

●山本委員長 そういうことを考えると、それも含めての財政当局との検討ということで判断してよろしいですか。

●千葉主幹 そのとおりでございます。

●山本委員長 はい。今の答弁を受けての質問ですね。

はい、どうぞ、島田委員。

●島田委員 個人でつけるとなりますと、今夕張世帯約6,400世帯ですか。

一箇所5,000円かかって4箇所つけますと20,000円ですか。

市全体でみると1億2,800万。ものすごい金額になる訳ですよ。もし個人としてつけるとなれば、市の方で優良な機械、5,000円程度のこの機械があるんでないかとか、共同購入ですね。それによって価格

が2割でも3割でも安くなるのであれば、市が業者を選定して各町内会で取りまとめしたり、いろんな方策があると思うんですが、その辺も検討課題に入れていただきたいと思います。

●山本委員長 島田委員の質問もつともだだと思います。大事な問題なんでね。

先ほど私も質問しました、市としてやる義務があるかどうかということも含めながら、財政当局とか煮詰めていきます。そこら辺も含めながら検討がされると思いますんで、そっちの方はよろしいですね。そういう検討もするということですね。

そこまでは考えていませんか。

はい、どうぞ。

●千葉主幹 個人住宅の設置については、あくまで市営住宅とは異なりまして、個人の責任において設置しなければなりません。

●山本委員長 はい、どうぞ、島田委員。

●島田委員 ですから、公営住宅でも個人で買うとしたらどっかから買わなきゃならないですよ。市全体としてこの業者のこういう見積もりを取るだとか、入札を得た段階です、機種を判定して…。

●山本委員長 副市長から答弁。

はい、副市長。

●羽柴副市長 業者の紹介みたいなご質問だったんですけど、一応これね、今法的にどういう解釈になるのかということで、今担当の方からですね管理者が設置する明文規定はないよというようなことなんで、これが市がですね、やっぱり設置する義務なりそうゆうその責任を負うという、まあ市営住宅ですから、その辺については今後どういうふうに検討するかということなんですけれども、仮に市が設置するとなればですね、業者も選定をして入札をしてというような行為になる。ただこれがですね、たとえば個人負担とか、個人住宅はもちろんですけれども業者を市が、行政側がですね、こういう業者がいいだろうとか、こういう程度ならいいだろうとかっていうのはですね、それはやはりあくまでも市民みなさんご自分の方です、判断をすることにな

るのかなということでご理解をいただきたいと思います。

●山本委員長 よろしいですか。行政として業者を選定するというのはなかなか難しい問題だと思いますから、逆に言うと町内会組織なのか、そういうところでもって検討されるような状況が一番いいのかなと考えますので、そこら辺も含めながらですね、住宅課は市で貸し出しているものについてはどうするかという討議を今進めるそうでございますから、その結果はまた後ほど示されると思います。そういうふうにご理解をいただきたいと思います。

関連はよろしいですか。よろしいですね。

あとはございませんか。

はい、正木委員。

●正木委員 夕張土地開発公社のことでもってですね、土地の処分で旧北炭用地と一般用地とありますが、具体的にはどの辺の場所を指すのか。

●山本委員長 もう一回お願いできますか。

●正木委員 土地の処分ということで旧北炭用地、一般用地で 339,931.16 m²ということがでてるんですけども、どの辺の土地をいうのか。概略でいいんですけども。網かけの部分というかそういう…

●熊谷総括主幹 単純に旧北炭用地と一般用地の違いということになりますとですね、旧北炭用地は旧北炭が取得した土地で、一般というのはＪＲですとか旧国鉄の清算事業団ですとかそういう北炭以外の方から取得した土地というそういう意味になりますけれども。

●山本委員長 総括主幹ね。図面で示すようなことできるんですか。難しいのかな。

正木委員、どこら辺まで求めます。

●正木委員 市内の地図の、前に委員会で説明したようにこの部分です、この部分ですっていうようなそういう表示でも結構なんですけど。

●山本委員長 かなりこうなってる部分があるけれども。どうですか。資料ちょっと出せますか。

ちょっとお待ちくださいね。

はい、総括主幹。

●熊谷総括主幹 正木議員の要は地図でどのあたりの土地を取得するかということをお示しいただきたいと、そういうようなことですね。

もちろん出すことはできます。大まかなものでよろしかったら示すことはできますけれども、ただ現在は今資料手元に持ってきておりませんので、明日でよろしかったらお示しすることはできます。

●山本委員長 それでよろしいですね。それじゃ明日までお願いします。

あとはよろしいですか。

高橋委員。

●高橋委員 大綱的な部分の最後になるかどうかわかんないですけども、いずれにしても計画の中ですべてある程度もう示されているとおりですね、計画の範囲の中で新年度を含めてですね、今後やっていかなければいけないと思うんです。これは先般の大綱質問なり、今日もそれぞれ大綱の中でいろんな各議員からも質疑が出たんですけども、我々としてもその事業に対してどうこうっていうことは、現状ではもう今言えるような状況にはならないし、ただ一つやはりどれだけやっぱり市民生活に及ぼすのかとかですね、あるいは行政としていろんなさまざまな規制や手続き論の部分でですね、これらを例えば取っ払れるかどうかも含めてそういう部分お考えはあるとか、そういうような観点でお聞きしていくような今回の予算委員会になったと思うんですけども、その中でこないだ大綱でも質問しました。

最後ちょっと市長に総体的にお示ししたいのは、こないだとも重複してもかまいません。ただ予算委員会の中でも一応示していただきたいのが、やはり国、道に対しての今回のこの計画に対してですね、1年をやってきた中である程度やはり夕張の実態というものが、この1年の中で相当見えてきたはずですよ。市長もあの記者会見なり、こないだの大綱質問を通じてですね、いろいろと我々にも市民にも発信メッセージを送っている。その中で計画ありきでなく市民ありきだと。その中で18年間というこの計画についてをですね、短縮なりもしくは計画変

更というものを場合によっては国と道の当然許可は必要だけれども、そういったことも視野に入れて前向きに考えていかなければいけないということを言われてますので、これは我々議会としてもまったく同じ考えなんですね。ましてやっぱりこの1年間やってきた中で、これ以上やはり市民生活の及ぼすような影響はできっこないということを考えれば、おのずと今後の計画変更の部分っていうのは、前向きな論議をしていかなければいけないと思うし、当然そのことを市長がある程度明確に打ち出していかなければいけないと思うんです。それでこの予算委員会を通じて、最後に市長の方からその辺再度新年度にかける強い姿勢なり思いというものをですね、ちょっと述べていただきたいと思いますんで。

●山本委員長 はい、市長。

●藤倉市長 議会で申し上げました計画と再建計画と実際の実態の中の乖離が出てきております。それをどう埋めていくか。計画と実態の差ですね。私はこう申し上げました。

計画は尊重し達成にむけて努力をするという前提で、しかし計画の前に市民ありきですということを申し上げましたんで、この一言で私の思いをわかっていただけたと思います。いかがでしょうか。

計画の前に市民ありきですから、計画よりも市民の実態のいろんな問題を優先した考え方を持ちますよと。しかしながら計画は尊重し、達成に努力はします。努力をしながら、しかしながら計画達成そのものもあるけども、その中には市民の生活、市民の状況という最もさらに大事なことです。計画達成よりも大事ですけど、市民生活もさらに大事な部分ですので、そういう思いで計画を遂行していきます。

いかがでしょうか。

●山本委員長 高橋委員。

●高橋委員 わかりました。いずれにしても計画ありきでなくて市民ありきという部分でですね、それを最大限市長としては今の段階でそれがご答弁なのかもしれませんけれども、当然我々議会の立場としても再建計画当時、特にいた議員については議決

した立場でありますから、ただやはりこの1年を振り返って見てもやはり先ほども言ったとおりこれ以上やはり市民にそれこそ影響を及ぼすようなことがあってはならない。それが市長が言う今計画ありきでなくて市民ありきという部分につながろうかと思うんだけど、ただやっぱりここはですね、一体となって市の実態、先般も含めて総務省を通じてですね、市長も市の思いとか伝えてきたと思うんですけど、今後においてもやっぱり力強い前向きな取り組みですとか、市の発信というものはですね、やはりこれはやっていかなきゃいけないと思うし、これはもう一体となって私としては取り組まなきゃいけない最重要課題と思ってますんで、その辺は市長の思い、また議会の思い、もちろんそれぞれ今道なり総務省なり含めて、それぞれの立場でですね、来られている出向者の方々、立場あってもみなさんやっぱり思いは一緒だと私は思いますんで、その辺を全員一丸となって取り組んで、やっぱり新年度体制を迎えていきたいと思いますので、その辺も市長が最大限の指導力を発揮していただいてですね、新年度を迎えていただければと思いますのでよろしくお願いします。

●山本委員長　それじゃよろしいですか。

じゃですね、午前中正木議員から質問ありました、指定管理の関係の法人税等々のどのくらい夕張にメリットがあるんだという部分ありましたですね。その数字を示せばということで、これ出せますね。

はい、総括主幹。

これをお示しいただいてですね、今日の会議を閉じたいと思いますから。

●熊谷総括主幹　午前中の正木議員のご質問にお答えいたします。指定管理者、特に観光施設の関係の指定管理者によって、夕張市の19年度の法人市民税がどれくらい入ったかということでございました。トータルで19年度は50,000円でございます。というのは法人市民税というのは、法人の決算が出て法人税、国の税金が決まってからそれに対して料率が決まるという性質なものですので、それぞれの指定

管理者がまだ決算期を迎えておりませんので、次年度平成20年度になりましたらそれなりの効果が出た数字というのが出て参るのではないかと考えております。

●山本委員長　そういうことでよろしいですか。

決算委員会等々でもってこの問題出されると思いますから、よろしいですね。そういうことで報告を受けたということで。

あとはよろしいですね。

〔発言する者なし〕

●山本委員長　お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、残る審査についてはあす行なうことにしたいと思います。いかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、本日の会議はこれをもって閉じます。

ご苦労さまでした。

午後 3時02分 延会

夕張市議会委員会条例第24条第1項の規定により、
ここに署名する。

夕張市議会行政常任委員会

委 員 長 _____